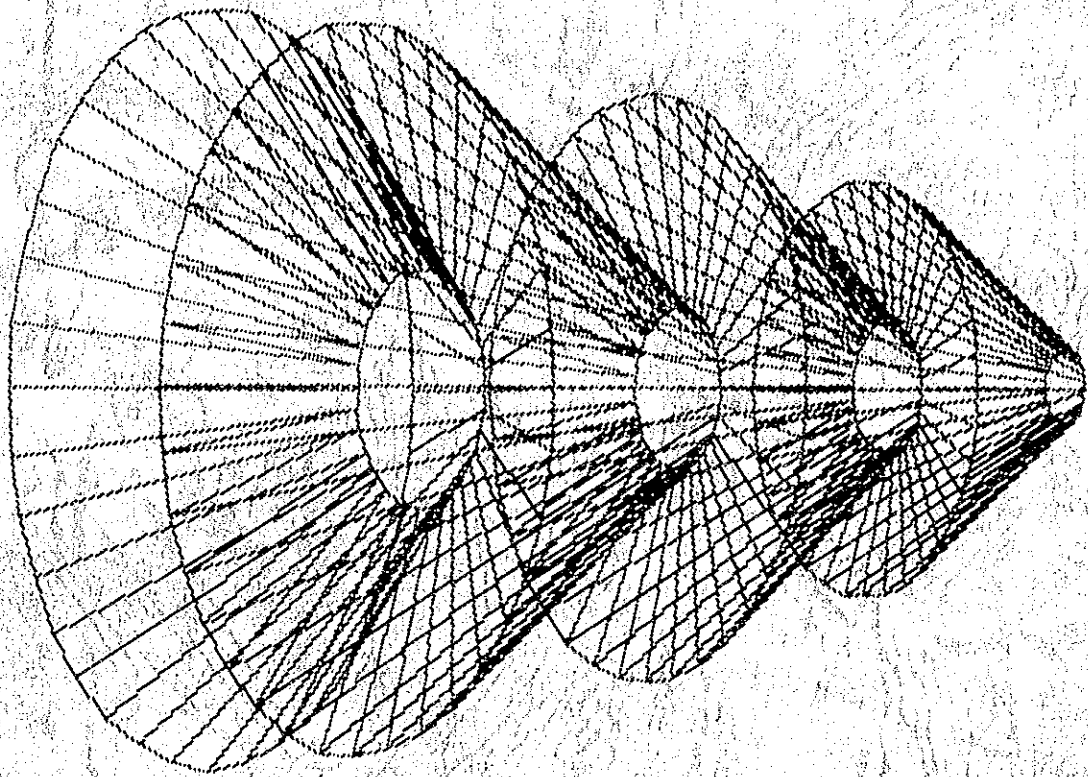


1994年3月
(平成6年)

道路交通管理幹部訓練センター (中国)



国際協力事業団
国際協力総合研修所

総	研
J	R
94	- 17

プロジェクト方式技術協力
活動事例シリーズ

71

1994年3月
(平成6年)

道路交通管理幹部訓練センター (中国)

JICA LIBRARY



1112429141

国際協力事業団
国際協力総合研修所

国際協力事業団

26167

はじめに

このプロジェクト方式技術協力活動事例シリーズは、プロジェクト方式技術協力の具体的な活動事例をとりまとめたものです。

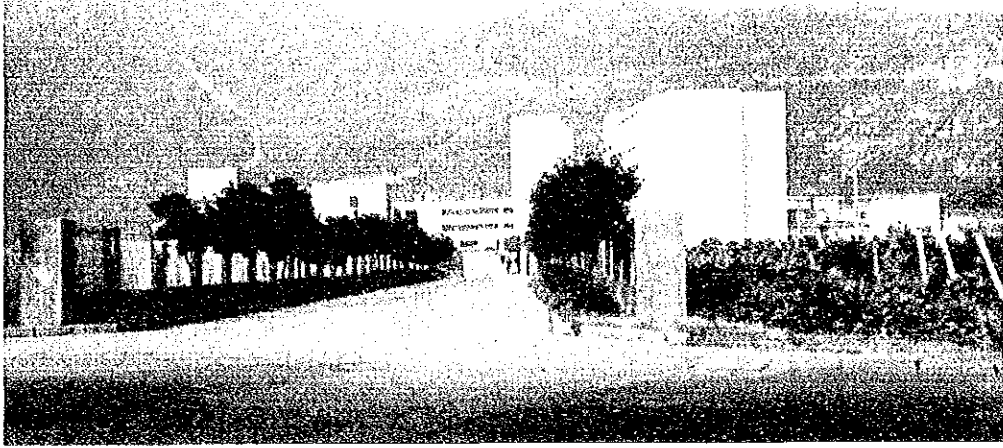
「プロジェクト方式技術協力」とは、専門家の派遣、研修員の受入れおよび機材の供与事業を有機的に組み合わせ、相手国に協力の拠点において技術移転を実施する協力形態です。計画の立案から実施、評価までのプロジェクト・サイクルを一貫して計画的に運営、実施し、相手国の実情を踏まえながら日本の有する技術・経験・知識・ノウハウを一定の協力期間内で集中的に移転することを目的としています。

プロジェクト方式技術協力は協力期間が通常5年間、あるいはそれ以上にわたり、協力実施の各段階に応じて各種の調査団、専門家が派遣され、一件のプロジェクトにつき数種の報告書が作成されています。本プロジェクト方式技術協力活動事例シリーズは、これら報告書から各々のプロジェクトの計画・立案、実施・運営、評価の主要な事項に関連する記事を抽出・整理し、プロジェクト全体が簡潔に把握できるように集約・編集したものです。

本書が、当該プロジェクトについて広く関係者の御理解を得るために、また、類似のプロジェクト方式技術協力の形成および実施運営時、或は派遣を控えた専門家の皆様の事前研修等の御参考となれば幸いです。

1994年3月

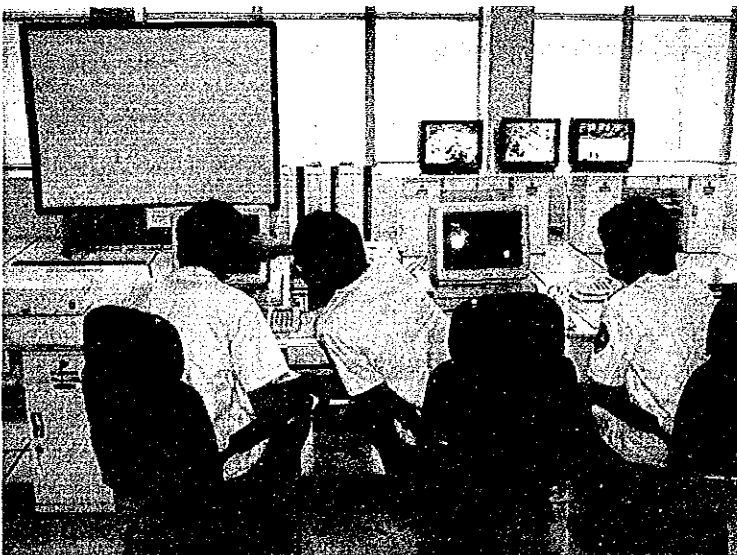
国際協力事業団
国際協力総合研修所
所長 岩波 和俊



訓練センター正面風景

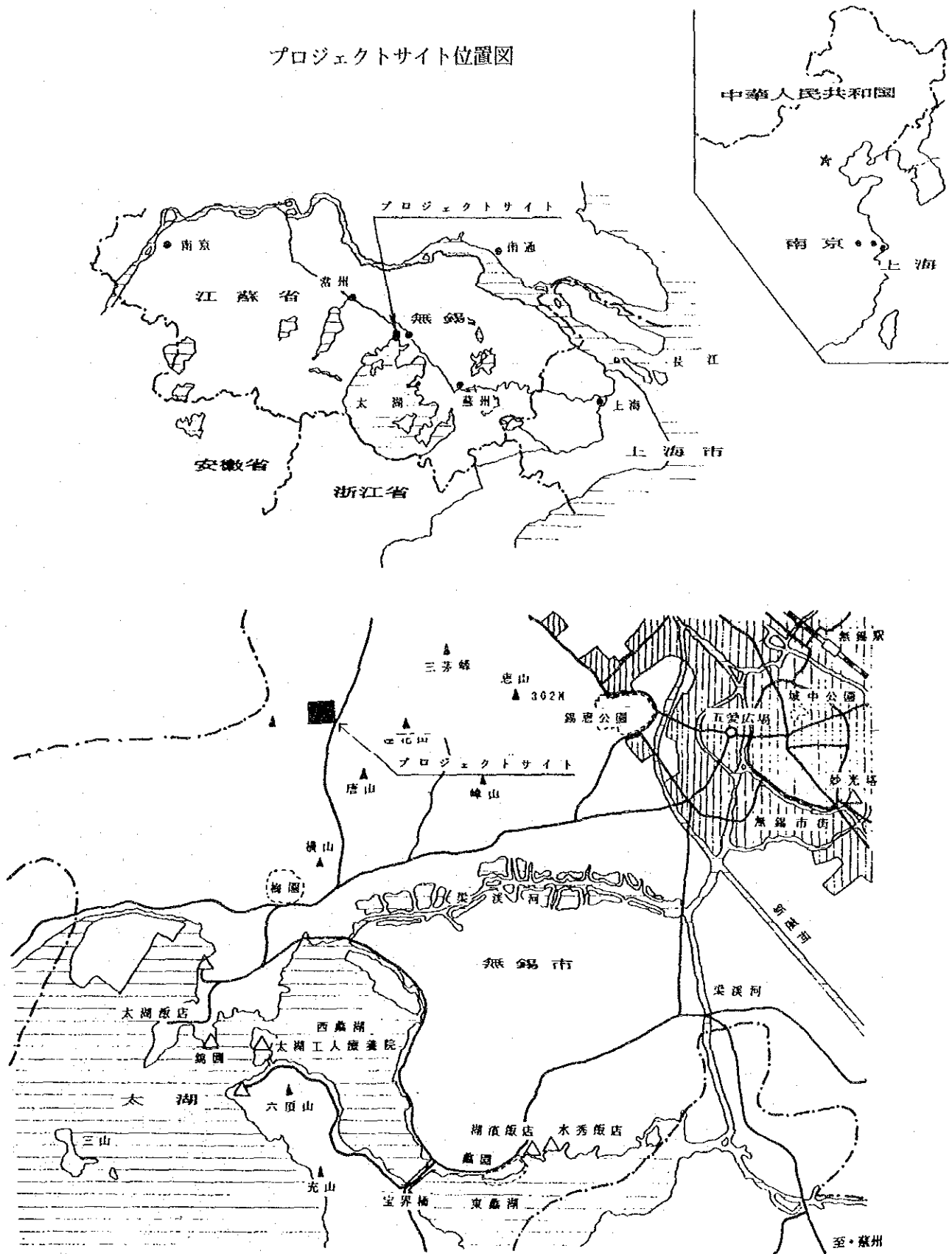


R D署名交換



交通管制室

プロジェクトサイト位置図



プロジェクトの要約

分野	運輸交通／運輸交通一般	
プロジェクト名	和文：中国道路交通管理幹部訓練センタープロジェクト 英文：The Project of Road Traffic Management Cadre Training Center in China	
プロジェクト・サイト	国名：中華人民共和国 地域／都市名：江蘇省無錫市	
ターゲット・グループ	中国の道路交通管理に従事する幹部職員（中国道路交通管理幹部訓練センターの教官）	
上位目標	国家近代化計画の推進に伴って生じた自動車交通量の増大、交通事故の急増、社会問題化するに至った都市部の慢性的な交通渋滞等に対処するため、道路交通管理技術の向上を図り、中国における都市道路交通管理の近代化を推進する。	
プロジェクト目標	中国政府公安部が江蘇省無錫市に設置した中国道路交通管理幹部訓練センターの教官となる中国側交通管理幹部職員に対し、わが国の先進的な道路交通管理技術を移転する。	
成果	(1) 道路交通管理に従事する幹部職員の資質の向上 (2) 交通管制システム、車両検査設備等、近代的都市道路交通管理に必要な資機材の整備 (3) 中国人教官による道路交通管理教育・訓練コースの一部開設	
投入実績 (M/M, 金額)	被援助国側	日本側
	施設費 運営費	技術協力 無償資金協力
	合計	合計
総合計額 ¥ _____		
要請機関 ／実施機関	中国政府公安部 ／中国道路交通管理幹部訓練センター	
協力期間	1988年11月10日より1993年11月9日まで5年間	

プロジェクトの概史

1984年10月	中国の招請により中国を訪れた警察庁の訪中団に対し、「交通などに関して日本警察のすぐれた技術を導入したい」と中国側が意向表明
1986年7月	中国鉄道管理学院プロジェクトの事前調査員が、本案件の中国側関係者と面談し、道路交通管理幹部訓練センター計画の内容、および中国側意向の確認を実施
1987年2月	予備調査団派遣
11月	事前調査団派遣
1988年7月	長期調査員チーム派遣、討議議事録（R/D）の日本側素案を提示
11月	実施協議調査団派遣、討議議事録（R/D）署名 プロジェクト協力開始
1989年1月	国内委員会設立、業務調整員派遣
4月	チームリーダーおよび長期専門家、短期専門家派遣
1990年5月	計画打合せ調査団派遣 第1回合同委員会
1991年6月	巡回指導調査団派遣 第2回合同委員会
1992年7月	巡回指導調査団派遣 交通管制システム設備引渡式 第3回合同委員会
11月	中国人C/Pによる訓練コース開設
1993年5月	評価調査団派遣 第4回合同委員会、合同評価合意書署名
11月	プロジェクト協力期間終了

プロジェクトの概要一覧表

国名：中国

プロジェクト名：道路交通管理幹部訓練センター

R/D署名年月日：1988年11月10日

R/D協力期間：1988年11月10日～1993年11月9日

	1987年 (昭和62年)	1988年 (昭和63年)	1989年 (平成元年)	1990年 (平成2年)	1991年 (平成3年)	1992年 (平成4年)	1993年 (平成5年)		
調査団派遣	予備調査 5名 2.22～3.3 事前調査 7名 11.19～12.5	長期調査員 5名 7.26～8.7 実施協議調査 6名 11.4～11.13		計画打合せ 調査 5名 5.22～6.1	巡回指導調査 5名 6.20～6.29	巡回指導調査 5名 7.30～8.8	評価調査 5名 5.20～5.28		
長期専門家 リーダー リーダー 交通管理 交通管理 業務調整 業務調整 短期専門家 交通管制(団長) 交通工学 交通管制 交通管制調査設計 交通管制調査設計 交通管制調査設計 交通管理 交通安全(団長) 交通管理 交通管理 交通管理 交通管理 交通安全 交通安全 交通安全 交通安全 交通指導取締り (副団長) 交通指導取締り 交通指導取締り 交通事故捜査 (団長) 交通事故捜査 交通事故捜査 交通工学 (団長) 交通工学 交通工学 交通工学 (副団長) 交通工学		平山 益實 1989.4.24.....1991.4.23 伊藤 俊之 1989.4.24.....1992.7.23 高橋公一郎 1989.1.22.....1993.4.23	倍 憲一 1991.4.13.....1993.11.9 森田 武 1992.1.22.....1993.11.9 堀内 洋 1992.4.2.....1993.11.9	松井 春夫 1989.4.3～4.13 渡辺 正己 1989.4.3～4.13 皆川 良一 1989.4.3～4.13 須藤 隆明 1989.4.3～4.22 仁見 保男 1989.4.3～4.22 吉川 徹 1989.4.3～4.22	保良 光彦 1989.11.24～12.21 秋元 守祐 1989.11.24～12.7 萩野 徹 1989.11.24～12.7 片山 英明 1989.12.1～12.14 打越 秀夫 1989.12.1～12.14 末廣 良民 1989.12.8～12.21 田中 法昌 1989.12.8～12.21 橋本 光雄 1989.12.15～12.27 三井 達郎 1989.12.15～12.27	村里 忠士 1990.3.23～4.9 加藤 俊英 1990.3.23～4.9 宮沢 豊 1990.4.3～4.9	佐々木晶敏 1990.3.23～4.19 石森 繁男 1990.3.23～4.19 堀 八一 1990.3.23～4.19	渡辺 正己 1990.6.5～6.21 木戸 伴雄 1990.6.5～6.21 斉藤 威 1990.6.5～6.21	村田 隆裕 1990.6.23～7.9 松浦 常夫 1990.6.23～7.9

	1987年 (昭和62年)	1988年 (昭和63年)	1989年 (平成元年)	1990年 (平成 2年)	1991年 (平成 3年)	1992年 (平成 4年)	1993年 (平成 5年)
運転者管理 (団長)			大塚 博保	1990.11.17 ~12. 7			
運転者管理 (副団長)			小川 剛	1990.11.17 ~12. 7			
運転者管理			横手 芳男	1990.11.17 ~12. 7			
運転者管理			原 篤正	1990.11.17 ~12. 7			
運転者管理			今村 武司	1990.11.17 ~12. 7			
車両管理 (団長)				清水 武司	1991. 3.13 ~ 3.24		
車両管理				関口 久男	1991. 3.13 ~ 3.24		
車両管理				山下 博	1991. 3.13 ~ 3.24		
車両管理				沢島 政志	1991. 3.13 ~ 3.24		
交通管制システム 設計指導				須藤 隆昭	1991. 4. 6 ~ 4.13		
車検設備据付 操作指導				坂本 博	1991. 5. 9 ~ 6.11		
車検設備据付 操作指導				宮下 英明	1991. 5.30 ~ 6.11		
交通規制 (団長)				及川 富	1991. 7. 6 ~ 7.25		
交通規制				斉藤 陸夫	1991. 7. 6 ~ 7.25		
交通規制				石井 克一	1991. 7. 6 ~ 7.25		
交通規制				児玉 紘治	1991. 7.22 ~ 8.10		
交通規制				長嶋 良	1991. 7.22 ~ 8.10		
高速道路交通管理 (団長)				福井 資明	1991.11. 2 ~11.25		
高速道路交通管理				上山 勝	1991.11. 2 ~11.25		
高速道路交通管理				坪 義明	1991.11. 2 ~11.25		
高速道路交通管理				大久保泰夫	1991.11.18 ~12. 7		
高速道路交通管理				金子 保之	1991.11.18 ~12. 7		
交通管制システム 機材検収工事打合					鴨原 真澄	1992. 2.13 ~ 2.28	
交通管制システム 機材検収工事打合					田辺多知夫	1992. 2.13 ~ 2.28	
車両管理					池田 文雄	1992. 3.14 ~ 3.27	
交通管制 (団長)					森田 武	1992. 2.29 ~ 3.19	
交通管制					西野 茂	1992. 2.29 ~ 3.19	
交通管制					渡辺 正己	1992. 3.16 ~ 4. 4	
交通管制					秋山 尚夫	1992. 3.16 ~ 4. 4	
交通管制					横井 昭	1992. 3.16 ~ 4. 4	
交通管制システム 据付・操作指導					鴨原 真澄	1992. 7. 2 ~ 7.12	
交通管制システム 据付・操作指導					田辺多知夫	1992. 4.23 ~ 7.12	
交通管制システム 据付・操作指導					福田 一志	1992. 5.17 ~ 6.16	
交通管制システム 据付・操作指導					山川 構造	1992. 5.17 ~ 6.16	
交通管制システム 据付・操作指導					山田 一晴	1992. 5.17 ~ 7.12	

	1987年 (昭和62年)	1988年 (昭和63年)	1989年 (平成元年)	1990年 (平成 2年)	1991年 (平成 3年)	1992年 (平成 4年)	1993年 (平成 5年)
交通管制システム 据付・操作指導					岡本 吉之	1992. 6.11 ~ 6.20	
交通管制システム 据付・操作指導					隠岐村 明	1992. 6.11 ~ 6.20	
交通管制システム 据付・操作指導					風間 洋	1992. 6.11 ~ 7.12	
交通管制システム 据付・操作指導					大貝 孝行	1992. 4.23 ~ 5.17	
交通管制システム 据付・操作指導					大須 公男	1992. 4.23 ~ 5.31	
交通管制システム 据付・操作指導					高橋 雅博	1992. 5.28 ~ 5.31	
交通管制システム 据付・操作指導					宮本 敏明	1992. 5.21 ~ 6. 1	
交通統計 (団長)					松浦 常夫	1992. 8.29 ~ 9.17	
交通統計					田中 栄一	1992. 8.29 ~ 9.17	
交通統計					今井 啓行	1992. 8.29 ~ 9.17	
交通統計					山口 卓耶	1992. 9.14 ~10. 3	
交通統計					寺山 清	1992. 9.14 ~10. 3	
交通工学 (団長)					斉藤 威	1992.11.14 ~12. 2	
交通工学					木戸 伴雄	1992.11.14 ~12. 2	
交通工学					佐藤 覚	1992.11.14 ~12. 2	
交通工学 (副団長)					上山 勝	1992.12. 3 ~12.18	
交通工学					田久保 宣晃	1992.12. 3 ~12.18	
交通管制 (団長)					宮内 勝	1993. 2.28 ~ 3.14	
交通管制					出月 利彦	1993. 2.28 ~ 3.14	
交通管制					坂本 博	1993. 2.28 ~ 3.14	
交通管制					田辺多知夫	1993. 3.14 ~ 3.28	
交通管理					飯屋 浩治	1993. 5.29 ~ 6.27	
交通管理					乾 一英	1993. 5.29 ~ 6.27	
機材交通管理					菅沼 篤	1993. 6.14 ~ 7. 3	
無償交通管理					福田 守雄	1993. 6.14 ~ 7. 3	
供与交通管理					小林 安久	1993. 6.14 ~ 7. 3	
道路標示操作指導					松原 学	1993. 7.18 ~ 8. 1	
道路標示操作指導					西山 鉄次	1993. 7.18 ~ 8. 1	
道路標示操作指導					田中 隆	1993. 7.18 ~ 8. 1	
道路標示操作指導					野国 昌勝	1993. 7.18 ~ 8. 1	
道路標示操作指導					平野 勝利	1993. 7.18 ~ 8. 1	
CRT 運転適正検査 機操作指導					田中 雅之	1993. 7.18 ~ 7.21	
交通指導取締り (副団長)					浅葉 通弘	1993. 8.28 ~ 9.16	
交通指導取締り					須佐 正美	1993. 8.28 ~ 9.16	
交通指導取締り					福井 啓一	1993. 8.28 ~ 9.16	
交通指導取締り (団長)					玉越 清美	1993. 9.13 ~10. 2	
交通指導取締り					平岩 父男	1993. 9.13 ~10. 2	

	1987年 (昭和62年)	1988年 (昭和63年)	1989年 (平成元年)	1990年 (平成2年)	1991年 (平成3年)	1992年 (平成4年)	1993年 (平成5年)
				尚 ○ (車両管理) 2.6~3.13 葛 開 雷 (交通安全) 2.6~3.13 陸 曉 東 (交通管理) 2.6~3.13 曾 一 軍 (交通管理) 2.6~3.13 金 同 明 (車両管理) 7.10~8.14 丁 佑 民 (交通計画) 7.10~8.14 夏 国 喜 (交通信号) 7.10~8.14 華 永 紅 (交通工学) 7.10~8.14	張 仲 仁 (運転者 管理) 8.6~10.8 陳 F ○ (高速道路 交通管理) 8.6~10.8 傅 ○ (高速道路 交通管理) 8.6~10.8 馬 慶 (交通信号) 8.6~10.8	戴 鈞 濤 (交通安全) 10.13~11.15 徐 向 陽 (運転者 管理) 10.13~11.15 難 永 良 (交通工学) 10.13~11.15 顧 祝 強 (交通計画) 10.13~11.15 張 正 常 (公安部交通 管理局長)	張 正 常 (公安部交通 管理局長) 1993.8 予定 許 抗 勝 (センター 主任) 1993.8 予定 管 国 忠 (センター弁 公室主任) 1998.8 予定
供与機材(円)			95,000,000	430,000,000	100,000,000	35,000,000	5,000,000

注：供与機材負担は年度別

目 次

前 章

はじめに	i
プロジェクトの写真	iii
プロジェクトサイト図	v
プロジェクトの要約	vii
プロジェクトの概史	viii
プロジェクトの概要一覧表	ix
目次	xiii

本 文

1 プロジェクトの背景と妥当性	1
1-1 案件の発掘・形成	1
1-2 要請内容	2
1-3 中国の概況	3
1-4 対象地域の概況	5
1-5 セクターの現状と問題点	5
1-6 セクターにおける開発途上国の開発政策	8
1-7 他の援助プロジェクトとの関わり	10
2 プロジェクトの協力計画	11
2-1 予備調査団および事前調査団の派遣	11
2-2 協力の目的	12
2-3 プロジェクトサイト	12
2-4 協力の範囲および内容	14
2-5 協力計画	14
3 討議議事録 (R/D) の締結	16
3-1 討議議事録の協議経緯	16

3-2	討議議事録	17
3-3	プロジェクトの実施計画	17
3-4	プロジェクトの実施体制	17
3-5	プロジェクト実施上の留意点	22
4	プロジェクトの実施経過	23
4-1	年度別活動内容	23
4-2	ローカルコスト負担事業	30
4-3	中間報告	30
4-4	プロジェクトの目標達成度	32
4-5	実施計画の変更と内容	32
5	プロジェクトの実施と評価	34
5-1	プロジェクトの実績と評価	34
5-2	プロジェクトの目標達成度	34
5-3	評価の総括	38
6	提言および事後管理	39
6-1	提言	39
7	現況	40
7-1	延長期間中の成果	40
資料編		
1.	討議議事録(R/D)英文	43
2.	調査団派遣実績	60
3.	調査団リスト	61
4.	派遣専門家リスト	63
5.	研修員リスト	67
6.	主要供与機材リスト	68
7.	参考文献リスト	69

1 プロジェクトの背景と妥当性

1-1 案件の発掘・形成

1-1-1 本プロジェクトの背景

中国では、1976年の新体制移行以来、農業・工業・国防・科学技術の4分野にわたる“4つの近代化”が推進され、それに伴って各都市の自動車交通量も急激に増大した。しかしながら、同国では道路整備や交通管理技術等に立ち遅れがあったため交通事故が急増し、とくに都市部における慢性的な交通渋滞は大きな社会問題となるに至った。このため、中国政府は、交通管理、とくに都市交通管理の近代化を推進することが重要であるとの認識から、道路交通を所管する公安部に「交通管理科学技術（訓練）センター」（交通管理幹部訓練センター）の設立を許可し、同センターを拠点に先進的な交通管理技術の導入と研究を図るとともに、交通管理に携わる幹部スタッフの再訓練計画を推進することとなった。

1-1-2 協力要請に至る経緯

わが国に対する協力要請に至る経緯は下記のとおりである。

(1) 1984年10月30日～11月2日

中国からの招請により、中国警察の視察と友好親善を目的として、警察庁から訪中団を派遣。中国側から「交通などに関して日本警察のすぐれた技術を導入したい」との申し出があった。

(2) 1984年7月～1985年7月

中国側視察団（7視察団）が来日し、日本の交通状況を視察した。

(3) 1986年7月27日～8月7日

別案件である中国鉄道管理学院プロジェクトの事前調査のために訪中したわが国調査団員が、途中、本案件の中国側関係者と面談し、「交通管理幹部訓練センター」計画の内容および中国側意向の確認等を行った。また、センター設立予定地を視察し、施設建物の整備状況等を調査した。その際、中国側からは「過去10年間の文化大革命は他方面にダメージを与えており、交通管理の面においても大きな影響を受けている。交通管理をうまく進めるといふ中国の現在の政策を推進するには、自力でやることは当然であるが、外国の援助を必要としている。今後、日中間の交流を活発化し、専門家による技術移転を図ってもらいたい」との表明があった。以上のような経緯を経て、わが国は中国側の協力要請内容の確認等を行うことを目的に、1987年2月、予備調査団を、また同年11月から12月にかけては事前調査団を派遣することとなった。

1-2 要請内容

プロジェクト名	和文：中国道路交通管理幹部訓練センタープロジェクト 英文：The Project of Road Traffic Management Cadre Training Center in China
プロジェクト・サイト	国名：中華人民共和国 地域／都市名：江蘇省無錫市
ターゲット・グループ	中国の道路交通管理に従事する幹部職員（中国道路交通管理幹部訓練センターの教官）
上位目標	国家近代化計画の推進に伴って生じた自動車交通量の増大、交通事故の急増、社会問題化するに至った都市部の慢性的な交通渋滞等に対処するため、道路交通管理技術の向上を図り、中国における都市道路交通管理の近代化を推進する。
プロジェクト目標	中国政府公安部が江蘇省無錫市に設置した中国道路交通管理幹部訓練センターの教官となる中国側交通管理幹部職員に対し、日本の先進的な道路交通管理技術を移転する。以て、同センターにおいて中国人教官による道路交通管理各分野の教育・訓練コースを開設する。
成果	(1) 道路交通管理に従事する幹部職員の資質の向上 (2) 近代的都市道路交通管理に必要な資機材の整備 (3) 中国道路交通管理幹部訓練センターにおいて中国人教官による道路交通管理各分野の教育・訓練コースを開設する。 (4) 中国における都市道路交通管理近代化の推進
要請機関／実施機関	中国政府公安部 ／中国道路交通管理幹部訓練センター
協力予定期間	1988年から4年間
留意事項	

1-3 中国の概況

経済指標

①GDP (百万ドル: 1991)	369,651	②一人あたりGNP (ドル)	370
③経済成長率 (%) (GDP 実質成長率: 1991)	N.A.	④インフレ率 (%) 年平均 (1980~91)	5.8
⑤失業率 (%) (1991)	2.3	⑥総貯蓄率 (%)
⑦所得分配 (%) (1990)	最低分位 第2分位 第3分位 第4分位 6.4 11.0 16.4 20.0 最高分位 (20%) 最高分位 (10%) 41.8 24.6		
⑧国家予算 (1992)			
(単位: 億元)			
(歳入)		(歳出)	
A. 経常性歳入	3,022.41	A. 経常性歳出	2,576.31
B. 建設性歳入	749.57	B. 建設性歳出	1,543.68
(合計)	3,771.98	(合計)	4,119.99
⑨経常収支 (百万ドル) (1991)	13,765	⑩財政収支 (百万ドル) (1991)	
⑪外貨準備高 (億万ドル) (1991)	399	⑫対外公的債務残高 (百万ドル: 1991)	60,802
⑬債務返済比率 (%) (対輸出比: 1991)	12.1	⑭工業化比率 (%)
⑮農業比率 (%) (1990)	46.8	⑯生産性
⑰当該分野の主要指標 1995年の自動車生産総量は推定90万台			

社会指標

①総人口 (1991年央)	1,149.5 百万人	② 人口増加率 (%) (1981~90)	1.44 %
③都市人口比率 (%) (1991)	60	④人種比率	漢民族 : 92% 及び55の少数民族
⑤宗教人口比率 (%)	仏教 イスラム教 キリスト教	⑥出生率 (%) (1991)	2.2
⑦乳幼児死亡率 (対1000人比 : 1992)	30	⑧出生時平均余命 (年 : 1991)	69
⑨医師一人当たり人口 (1984~1989)	1,010	⑩看護婦一人当たり 人口 (1984~1989)	1,410
⑪就学率 (初等, 中等, 高等) (1988~1990)	初等教育 : 100 %, 中等教育 : 48%, 高等教育 : 2%		
⑫非識字率 (%) (1992)	27	上水道普及率

政治・行政概況

①政治体制	人民民主体制
②政権 その特徴	元首 : 楊 尚昆 (国家主席) 李 鵬 (首相) 中国共産党の指導する社会主義国家
③政党	中国共産党
④意志決定の メカニズム	全国人民代表大会 : 一院制 (2,978 名)
⑤現行の国家開発計画 1) 国有経営企業の転換 2) 生産財, 金融, 労働力, 不動産などの各種市場の育成 3) 価格改革 4) 労働・賃金制度の改革と個人所得税の強化 5) 社会保険制度の整備 6) 計画, 投資, 財政の改革 7) 金融体制改革	

出典 : World Development Report 1992, 1993, The World Bank, 1992, 1993.
 International Financial Statistics 1992, IMF, 1992.
 Year Book of Labour Statistics 1991, ILO, 1991.
 Production Yearbook 1990, FAO, 1990.
 Government Finance Statistics Yearbook 1992, IMF, 1992.
 世界各国要覧 7訂版, 東京書籍, 1993.
 1993世界年鑑, 共同通信社, 1993.

1-4 対象地域の概況

(1) 本プロジェクトの実施対象地域となったのは、中国江蘇省の無錫市である。同市は江蘇省の東南部に位置する人口約86万人の都市で、省都の南京から急行列車で約2時間50分、上海から約1時間50分を要する。

(2) 無錫市は、紀元前、殷・周の都の置かれたところで、景観の美しさで国内外に知られる太湖をはじめ、数多くの観光名所を擁している。水の都といわれる蘇州、陶器の丁蜀鎮、鍾乳洞の善卷洞なども50~60キロメートル圏にある。

(3) また、無錫地方は気候温和で、雨量に恵まれ、土地も肥沃であり、米、魚などをはじめとする豊富な産物の提供地としても知られている。製糸、製粉などの工業も解放前から盛んで、とくに絹糸は品質の良さで定評がある。近年は工作機械やディーゼル機関車を製造する大型工場もでき、工業都市の色彩を強めつつある。

1-5 セクターの現状と問題点

わが国予備調査団（伊藤昊太郎団長ほか4名：1987年2月）の報告によれば、同調査団派遣当時の中国の道路交通事情は下記のとおりであった。

1-5-1 中国の道路交通事情

(1) 道路交通事情

1) 道路延長

	道路延長 (万km)	舗装延長 (万km)	舗装率 (%)
1975年	78	55	70.5
1980年	89	66	74.2
1985年	94	75	79.8

(注) 道路延長：1986年末現在、約100万km

2) 車両保有台数

	車両台数 (万台)	うち貨物車数 (万台)	貨物車率 (%)
1975年	92	66	73.9
1980年	178	130	73.0
1985年	321	233	72.6

(注1) 1987年末現在、340万台、トラクターを含むと約800万台

(注2) 自転車保有台数(1986年末現在) 1億5000万台

3) 交通事故発生状況

	件数 (件)	死者 (人)	傷者 (人)
1986年	108,655	12,530	66,408
前年比 (%)	+11.43	+3.82	+3.61

(注1) 上記は都市部(公安部所管)の数字である。

(注2) 全国の死者数は約4万人といわれる。(1987年: 公安部長発言)

(注3) 死者は7日以内の死亡を計上。(1985年以降)

(注4) 件数は、自動車については損害額200元以下の物件事故、自転車については50元以下の事故をいずれも除く。

4) 輸送状況

	輸送人員 (億人)	輸送人キロ (億人)
1975年	10.1	375
1980年	22.3	729
1985年	42.7	1,573

(2) 道路交通情勢の問題点

車両増加(年率12%)、自転車増、都市流動人口(北京、上海で100万人/日)などから次のことが問題となっている。

- 1) 公共交通が需要に追いつかない。
- 2) 交通渋滞の発生。
- 3) 走行速度の低下。
- 4) 交通管理に 대응されるような人がいない。
- 5) 交通安全施設、交通処理技術のレベルが低い。
- 6) 交通に関する知識レベルが低い。

(3) 道路交通の特徴

- 1) 道路構造がよくない。

- 2) 混合交通が著しい（トラクター、ハンドトラクター、自転車、人が車を無視）。
- 3) 自転車王国（1億5000万台。信号無視が多い）。
- 4) 歩行者が多く、それぞれが勝手な判断をする。

（4）交通管理業務の計画

（安全、円滑、快適な環境づくり）

- 1) 科学的な管理人材の養成。
- 2) 関係法令集の整備。

1955年8月19日 都市交通規制（公安部命令）見直し中

- 3) 交通安全施設の整備。
- 4) 交通管理科学技術研究の強化。
- 5) 会計部門に改善要請。

（5）運転免許

運転免許保有者数：約1300万人（1986年末）

（6）車 検

主に安全検査を重点に行っている。

1) 検査項目

車両構造：エンジンナンバー、車体ナンバー、形状、寸法、定員、積載量
機 能：ライト、ブレーキ、排出ガス

2) 検査方法

主に人による検査を行っているが、自動化を推進中（自動化約50箇所）。

（7）指導取締り

1) 違反の定義

重大違反：飲酒、速度超過等、人の安全に脅威をもたらすもの。
一般違反：交通管理に支障を生じるもの。

2) 多い違反

速度、酒酔い、無免許、車両不整備 等。

（8）安全教育

教育の重視：法律（交通）についての常識教育。

媒 体：ビジュアル、放送等の利用。

教育の対象：都市住民、ドライバー、公路周辺住民を重点とする。

1—5—2 無錫市の道路交通状況

わが国事前調査団（伊藤昊太郎団長ほか6名）が1987年2月に調査を実施した当時、無錫市の道路交通事情は下記のような状況にあった。

(1) 無錫市の交通情勢

人口 86万人（周辺県を含めた人口400万人）

道路 400キロメートル（周辺県を含めた延長1,400キロメートル）

ただし、上記は国道、省道、県道の合計。ほかに郷村道が約1,500キロメートルある。

自動車 6万台（最近の年間増加率15%）

自転車 180万台（最近の年間増加率14%）

自転車は人口当たり2.2人に1台、老人、子供を除くと1人に1台。

交通量（自転車）

ラッシュ時は最も多い交差点で2万台。

毎日、郊外から市中心部に15万台が出入りしている。

交通事故（死者は事故発生後1週間以内に死亡したものを計上）

発生件数 約3,100件

死者 約300人（死者のうち約60%が車対自転車）

信号機 14交差点に設置

(2) 交通管理上の問題点

- 1) 混合交通である。自転車対策が最大の課題。対応策を検討中。
- 2) 交通管理面で立ち遅れがある。
- 3) 交通問題は各級指導者に理解されていなかった。
- 4) 公共交通（バス）が需要に追いつかない。（1万人にバス3台）
- 5) 交通安全教育は実施しているが、一時的で、絶えず繰り返さなければならない。
- 6) 流動人口（約15万人/日）の人たちにルール無視が多い。

(3) 無錫市交通大隊

1) 体制

・ 隊員 約700人（市および3県を含む）

無錫 370人 うち街頭活動要員 260人

・ 車両 約60台（白バイ、サイドカー、パトロールカーを含む）

・ 勤務 街頭活動要員：2交替制（6時15分～21時15分まで3時間置き）

・ 重点的に取り締まっている違反 追越し、飲酒、スピード

1—6 セクターにおける開発途上国の開発政策

1—1に述べたように、中国政府は国家近代化計画の推進に伴って生じた車両の急激な増大、交通事故の急増、社会問題化するに至った都市部の慢性的な交通渋滞等に対処するため、公安部が江蘇省無錫市に設置する「中国交通管理幹部訓練センター」において先進

的な道路交通管理技術の導入と研究を図るとともに、道路交通管理に従事する幹部スタッフの教育・訓練を行い、中国における都市交通管理の近代化を推進することとなった。

1987年2月に調査を実施したわが国予備調査団に対し、中国側は同センター設立計画の概要について説明を行ったが、当時中国側はすでに、江蘇省無錫市にセンター建設予定地を確保し、建設費1,500万元を計上済みであった。

同センター設立計画の概略は以下のとおりであった。

1—6—1 交通科学技術研究（訓練）センター（交通管理幹部訓練センター）設立計画

（1）国家開発計画における位置づけ

「交通科学技術研究（訓練）センター」（交通管理幹部訓練センター）は、中国におけるこの分野で唯一の機関としてすでに国家の基本建設計画に組み込まれており、道路交通を重点的に整備するという目標の推進に重要な役割を果たすことが期待されている。

（2）目標設定

同センターは、当初は交通管理にあたる幹部の訓練からスタートし、研究所、車検センターを整備した後、交通管理に関する総合的な研究・開発・訓練の全国的な拠点となることが予定されている。

（3）予算措置

センター建設費として1,500万元計上済み。

機材費として700万元は日本の援助を希望。

（4）施設整備状況

- ・面積：64,800平方メートル 別途隣接地に70,000平方メートルを確保済み。
- ・建築面積：34,800平方メートル。訓練センター、研究所、車両検査センター、職員宿舎、学生宿舎、専門家用宿舎、等。
- ・研究所、車検センター：1988年着工予定、1990年完成予定。

（5）訓練対象

- 1) 幹部訓練 全国交通管理処処長等
- 2) 技術者訓練 専門分野別技術幹部

中国の交通管理に従事する幹部のレベルには差があり、とくに交通管理に関する科学的な知識については、中央、地方を問わず、大きな差がある。そのため、幹部の訓練が緊急かつ重要な課題となっている。

（6）予定

- 1) 訓練開始予定 1988年9月
- 2) 学生数 約50名
- 3) 訓練期間 3～6カ月

なお、将来は訓練期間を1～2年間とし、修了者は大学卒と同等の扱いとする予定。

1—6—2 本プロジェクトの必要性、緊急性、重要性

中国道路交通管理幹部訓練センターの国家開発計画における位置づけは前項に示したとおりである。また、本プロジェクト発足当時、中国において道路交通管理に従事する幹部スタッフの訓練が重要かつ緊急の課題となっていたことについても前項に述べたとおりである。

1—7 他の援助プロジェクトとの関わり

1—7—1 日本の他の援助形態

(1) 本プロジェクトは、中国に対して実施された社会開発分野の3番目のプロジェクト方式技術協力であるが、そのほか北京郵電訓練センターに対する協力が、1986年より1991年まで実施された。

(2) また、同じく社会開発分野で、中国鉄道管理学院コンピューターシステム向上計画に対するプロジェクト方式技術協力が1987年より1990年まで実施された。

1—7—2 第3国、国際機関の援助

1987年2月に行われたわが国予備調査団と中国側の協議では、第3国および国際機関による道路交通管理に従事する職員の訓練に関係する第3国および国際機関の協力例は報告されなかった。

資機材等供与の例として下記の件が報告された。

(1) ユーゴスラビア

北京市中心部の信号機53基をコンピューター制御とするため、現在、管制センター、信号機について工事中である。

(2) イギリス

北京市東部地区の信号機39基をコンピューター制御とする準備を行っている。

(3) オーストラリア

上海市中心部の信号機28基を国連開発資金(58万オーストラリアドル)によりコンピューター制御。(1986年3月完成予定)

このほか、北京市の道路交通管理関係で西ドイツ、フランス、カナダ、ベルギーと協力が検討されている。

2 プロジェクトの協力計画

2-1 予備調査団および事前調査団の派遣

2-1-1 調査団派遣の目的と活動実績

(1) わが国は中国の協力要請に基づき、1987年2月、予備調査団（伊藤昊太郎団長ほか4名）を派遣し、中国側要請内容の確認を行った。また、道路交通の状況および本案件関係施設の建設状況等について、併せて調査を実施した。

(2) その後、わが国においては、予備調査団の報告に基づいて協力の内容および範囲についての検討が行われ、ほぼその大枠が固まったのをうけて、1987年11月、事前調査団（伊藤昊太郎団長ほか6名）が派遣された。同調査団は中国側関係者と本プロジェクトに対する協力を開始するのに必要な諸事項についての協議を行い、併せて江蘇省無錫市、上海市、北京市の道路交通管理機関の視察等を実施した。

(3) 事前調査団と中国側の協議は、本プロジェクトの実施対象となる中国道路交通管理幹部訓練センターの組織、運営、予算、教授（カウンターパート）の陣容、配置時期、研修計画、訓練内容等について中国側に確認し、日本側の協力範囲を提示するという形で行われ、供与機材について若干の課題を残したものの、大筋において意見の一致をみた。

2-1-2 中国側の道路交通管理幹部訓練計画

事前調査団に対し、またそれまでに中国側がわが国に対して示した無錫市交通管理幹部訓練センターにおける幹部教育訓練計画の概要は下記のとおりであった。

(1) 高級幹部訓練コース

- 1) 受講者：各省、市、自治区の各公安局と人口50万人以上の都市、開放都市（人口50万人以下を含む）の交通管理处の隊長以上の指導幹部。
- 2) 人数：50人／回
- 3) 訓練内容：大学の専門教科程度。
- 4) 訓練期間：6カ月間。
- 5) 資格：上記の1)による。

(2) 専門技術者訓練コース

- 1) 受講者：各省、市、県の交通管理处等において、交通管理業務に従事する高級技術幹部。
- 2) 人数：未定。
- 3) 訓練内容：交通事故処理、車両管理などの専門分野別。

4)訓練期間：未定。

5)資格：公安部の行う選抜試験合格者。

(3) 学校教官養成コース

1)受講者：公安大学、各省、市の警察学校において交通管理を担当する教官。

2)人数：40人/回

3)訓練内容：大学の専門教科程度。

4)訓練期間：6カ月間(480時間)。

注) 1日/4時間 週/20時間(月～金) 半年(約480時間)

1時間/50分講義 10分休み。

5)資格：公安部の行う選抜試験合格者。

(4) 開講時期：

1)高級幹部訓練コース : 1989年下半年

2)専門技術者訓練コース : 可能であれば1989年下半年
無理であれば1990年

3)学校教官養成コース : 未定。

2-2 協力の目的

2-2-1 本プロジェクトの目的

本プロジェクトは、中華人民共和国公安部が中国の道路交通管理の近代化を図るため江蘇省無錫市に設置した中国道路交通管理幹部訓練センターにおいて、日本の道路交通管理技術を同センターの教育訓練を担当する教官である中国人カウンターパートに技術移転し、もって中国における道路交通管理技術の発展に資することを目的とする。(討議議事録；R/D付表)

2-2-2 日本側の技術協力の目的

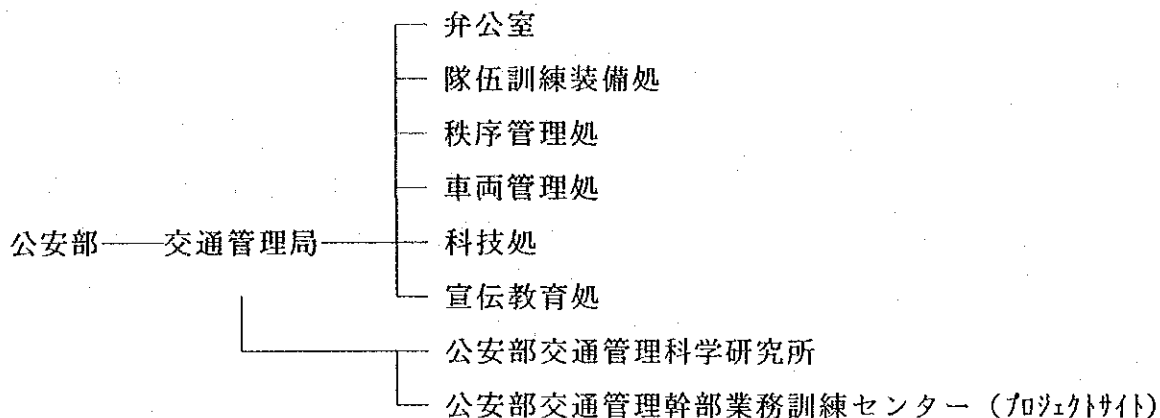
日本側の技術協力は、上記の教育・訓練コースを担当する中国人カウンターパートに対し、技術指導と助言を与えることを目的とする。(討議議事録；R/D付表)

2-3 プロジェクトサイト

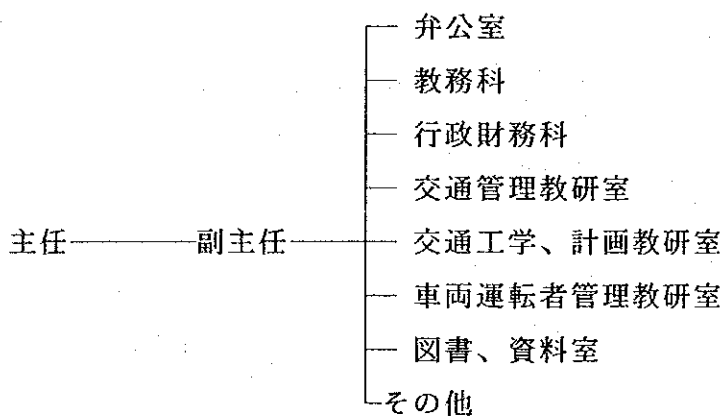
本プロジェクトの直接の実施対象は、中国政府公安部が江蘇省無錫市に設置した中国道路交通管理幹部訓練センターである。同センターは公安部交通管理局に所属し、センターは主任以下、下記のような組織体系となっていた。また、センターの施設建物等の状況は以下に述べるとおりである。

2-3-1 中国道路交通管理幹部訓練センターの組織

(1) 公安部交通管理局



(2) 公安部交通管理幹部業務訓練センター



2-3-2 交通管理幹部訓練センターの概要

交通管理幹部業務訓練センターは無錫市の中心部から約10キロメートルのところに設置された。周辺には人家も少なく、商店は皆無であり、食料品、日用品の買い物には無錫市の中心部まで出かける必要があった。

以下に同センターの概要を略記する。

(1) 面積 64,800平方メートル

(2) 建物

1) 宿舎等

① 学生用宿舎 1棟 (5階建て) ② 職員用宿舎 1棟 (5階建て)

③ 食堂 1棟 (一部2階建て)

④ 専門家用宿舎 世帯用 1棟 1世帯用 (2階建て)

1 棟 2 世帯用 (2 階建て)
単身用 1 棟 6 人用 (2 階建て)

2) 訓練棟

① 総床面積 3,016 平方メートル

② 4 階建て (一部 3 階建て)

③ 事務室、教務・行財務室、交通管理教研室、車両・運転者管理教研室、交通工学
・交通計画教研室、図書室、資料展示室、階段教室 (150 人用)、専門家執務
室

3) 研究棟、車検センター

2—4 協力の範囲および内容

中国側において計画された交通管理幹部教育訓練計画、すなわち (1) 6 カ月制交通管理指導幹部訓練コース、(2) 専門技術者訓練コース、(3) 6 カ月制学校教師養成コースについては、カリキュラム、教材作成を含め、中国側が実施する。

わが国の技術協力による中国人カウンターパートに対する指導分野は下記のとおりである。

- (1) 交通管理
- (2) 交通安全
- (3) 交通指導・取締り
- (4) 運転者管理
- (5) 車両管理
- (6) 交通工学
- (7) 交通規制
- (8) 交通管制
- (9) 高速道路交通
- (10) 交通統計

2—5 協力計画

討議議事録 (R/D) に関する協議において、日本、中国双方が合意した本プロジェクトにおける協力計画の概要は以下のとおりである。

2—5—1 専門家派遣

(1) 長期専門家

- 1) チームリーダー

- 2)交通管理専門家
- 3)調整員（業務調整）

(2) 下記分野の短期専門家

- 1)交通管理
- 2)交通安全
- 3)交通指導・取締り
- 4)運転者管理
- 5)車両管理
- 6)交通工学
- 7)交通規制
- 8)交通管制
- 9)高速道路交通管理
- 10)交通統計
- 11)機材据付・操作指導

(3) 技術移転の用語

用語、資料はすべて日本語とし、中国側は適当な通訳を用意する。

2-5-2 機材供与

本プロジェクトに必要な次の機材、器具

- 1)視聴覚機材
- 2)指導・取締り用機材
- 3)調査実習用機材
- 4)交通調査用機材
- 5)自動車検査設備
- 6)交通管制システム
- 7)教材用信号機
- 8)適性試験器
- 9)ドライビングトレーナー
- 10)交通関係図書
- 11)交通関係ビデオ・スライド
- 12)教材作成器
- 13)その他

2-5-3 研修員受入れ

中国側カウンターパート1年1回3～4名程度、最長1カ月、日本に受入れ、研修を実施する。

3 討議議事録（R/D）の締結

3—1 討議議事録の協議経緯

3—1—1 長期調査員の派遣

予備調査団、事前調査団の派遣により、本プロジェクトに対するわが国の協力の準備は整ったが、中国側で最も関心が高い供与機材の内容については、わが国と中国側の考え方に大きな隔たりがあった。そこで、わが国は1988年7月、長期調査員チーム（伊藤昊太郎団長ほか4名）を派遣し、この点についての調整を行うとともに、R/Dの日本側素案を示し、中国側の意見を聴取することとした。

3—1—2 実施協議調査団の派遣

上記3度の調査結果に基づき、本プロジェクトに関して中国側と最終協議を行い、討議議事録（R/D）に署名することを目的として、1988年11月、実施協議調査団（玉光弘明団長ほか5名）が派遣された。

同調査団と中国側の主な協議事項は下記のとおりである。

（1）専門家派遣

日本人長期専門家の人数について、中国側素案では技術総括専門家および調整員の2名となっていた。これに対し、日本側実施協議調査団は、

1) チームリーダーの業務、役割およびその必要性

2) 技術総括専門家では、工学系の印象を強く受けるため、ソフトウェアを含む交通管理技術の移転を意を含め、交通管理専門家と呼称を変更する

等について説明を行ったところ、中国側もこれを了解し、長期専門家はチームリーダー、交通管理専門家および調整員の3名とすることで合意した。

（2）協力期間

中国側は当初、4年間で主張した。これに対し、日本側は暫定実施計画によりプロジェクトの全体構想を詳細に説明し、技術移転には5年間が必要となる旨の意見を提示した結果、中国側もこれを了解し、協力期間を5年間とすることで合意した。

（3）本プロジェクトの組織

本プロジェクトの組織および合同委員会については、日本側と中国側の間に若干の考え方の差が見られたが、協議の結果、次項3—4プロジェクトの実施体制に示す組織とすることで合意した。

（4）参考資料の提供について

参考資料の提供についても、提供を日本側の義務とするか否かで若干の意見の相違があ

ったが、協議の結果、R/D付表に「中国側は日本人専門家が中国人カウンターパートに対し、参考となる補助資料をできるだけ提供して欲しい旨の希望を表明した」という文章を挿入することで合意した。

3-2 討議議事録

以上のような協議経緯を経て、1988年11月10日、日本側：玉光実施協議調査団長、中国側：張正常公安部交通管理局長により、本プロジェクトの討議議事録（R/D）および協議経緯をとりまとめたミニッツへの正式署名が行われた。これにより、本プロジェクトに対する日本側の協力が正式に開始されることとなった。

本プロジェクトの協力期間：1988年11月10日より5年間。

3-3 プロジェクトの実施計画

実施協議調査団は討議議事録およびミニッツへの署名と同時に、本プロジェクトの暫定実施計画（TSI）への署名を行った。

TSIの内容は表—1に示すとおりである。

3-4 プロジェクトの実施体制

3-4-1 プロジェクトの運営管理

（1）中華人民共和国公安部交通管理局長は、本プロジェクトの実施について包括的責任を負う。

（2）本プロジェクトの長である中国道路交通管理幹部訓練センター所長は、本プロジェクトの運営および管理について責任を負う。

（3）日本人チームリーダー、交通管理専門家および調整員は、公安部の本プロジェクトの包括責任者および本プロジェクトの長に対し、本プロジェクトの実施に関する技術面及び管理面の次項について指導および助言を与える。

（4）本プロジェクトの効果的実施のため、次項に掲げる機能を持つ合同委員会が設置される。

（5）本プロジェクトの組織は図—1に示すとおりである。

3-4-2 中国側要員の配置

中国側は本プロジェクトを実施するため、次の要員を配置する。

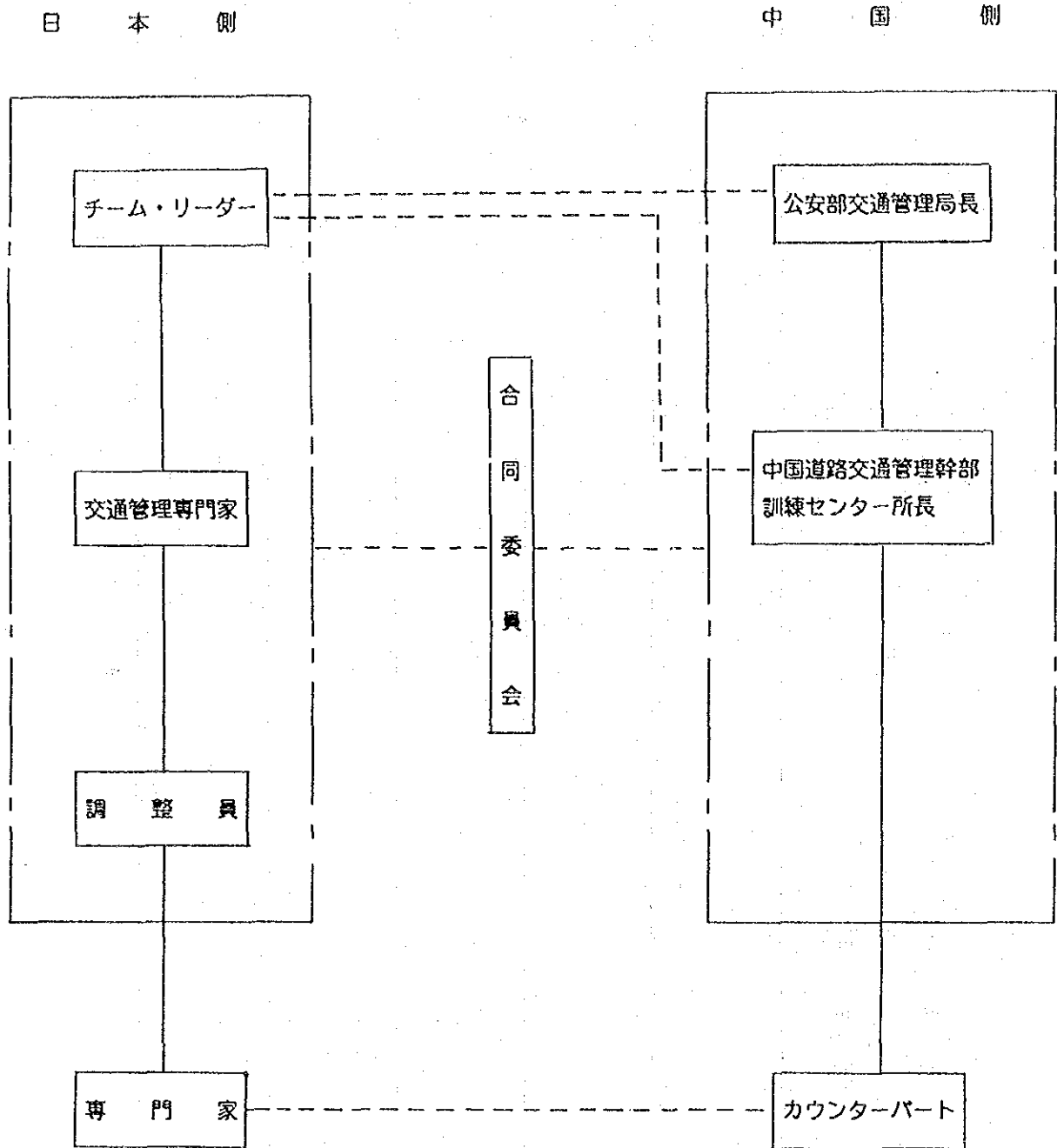
（1）プロジェクトの包括責任者：公安部交通管理局長

表-1 暫定実施計画

日本側予算年度	1988	1989	1990	1991	1992	1993
協力期間						
<日本側>						
1. 長期専門家						
チーム・リーダー						
交通管理専門家						
調整員						
2. 短期専門家						
交通管理		-				-
交通安全		-				
交通指導・取締り			-			-
運転者管理			-			
車両管理	-			-		
交通工学	-		-		-	
交通規制	-		-			
交通管制	-				-	-
高速道路交通管理				-		
交通統計					-	
機材据付・操作指導				-	-	
3. 機材供与						
4. 研修員受入		-	-	-	-	
5. 調査団派遣		-	-	-	-	-

日本側予算年度	1988	1989	1990	1991	1992	1993
<中国側>						
1. スタッフ配置						
2. カウンターパートに対する技術移転コース						
交通管理						
交通安全						
車両管理						
運転者管理						
交通工学						
交通計画						
交通信号						
高速道路交通管理						
3. 教育・訓練コース						
交通管理指針幹部訓練コース						
専門技術者訓練コース						
学校教師養成コース						

図-1 プロジェクト組織図



(2) プロジェクトの運営責任者：中国道路交通管理幹部訓練センター所長

(3) 次の分野のカウンターパート

交通管理、交通安全、車両管理、運転者管理、交通工学、交通計画、交通信号、高速
道路交通管理

(4) 事務および技術職員

1) 事務管理、機材保守管理、設備保守管理職員

2) 通訳

3) 運転手

4) その他

3-4-3 合同委員会

(1) 機能

合同委員会は、少なくとも年1回、および必要が生じたときに開催し、次の機能を持つものとする。

1) 討議議事録の枠内で策定された暫定実施計画に沿って、本プロジェクトの年次計画を策定する。

2) 技術協力計画全体の進捗、および上記の年次計画の達成に関する検討を行う。

3) 技術協力計画から生ずる、あるいは技術協力計画に関連する主要事項について検討し、意見交換を行う。

(2) 構成

合同委員会は次の構成とする。

1) 委員長：公安部交通管理局長

2) 委員：日本側

・ チームリーダー

・ 交通管理専門家

・ 調整員

・ 必要に応じて J I C A より本プロジェクトのために派遣される関係者

・ J I C A 中国事務所代表

中国側

・ 国家科学技術委員会の代表

・ 公安部代表

・ 中国道路交通管理幹部訓練センター所長

・ その他本プロジェクト関係者

(注) 在中国日本国大使館員および在上海日本国総領事館員は、合同委員会にオブ

ザーバーとして出席できる。

3-5 プロジェクト実施上の留意点

実施協議調査団は、本プロジェクトの実施上の留意点の一つとして、国内委員会設置の必要性を指摘した。

本プロジェクトの円滑な推進を図るため、次の事項を審議する国内委員会をJICA内に設置することが必要と思われる。

- (1)プロジェクトにおける技術移転方針に関すること。
- (2)カリキュラム、教材作成等の教育計画に関すること。
- (3)専門家の派遣計画に関すること。
- (4)供与機材の仕様に関すること。
- (5)カウンターパートの受入れに関すること。
- (6)プロジェクトの評価に関すること。
- (7)その他プロジェクトの効率的な推進に関すること。

(実施協議調査団報告書：1988年12月)

4 プロジェクトの実施経過

4-1 年度別活動実績

4-1-1 1988、89年度の活動内容

(1) 専門家派遣

討議議事録(R/D)への署名により、本プロジェクトは1988年11月10日よりわが国の正式協力が開始され、まず89年1月、高橋公一郎長期専門家が調整員として派遣された。さらに、89年4月、チームリーダーの平山益實長期専門家と交通管理の伊藤俊之長期専門家が派遣され、協力が本格化した。

短期専門家は89年度内に交通管制、交通工学、交通管理、交通管制調査設計、交通安全、交通取締り、交通事故捜査等の各分野に計19名が派遣された。

(2) 機材供与

自動車検査設備および交通信号模擬標示装置、計98,837千円が89年度分として供与された。

(3) 研修員の受入れ

89年度、車両管理、交通安全、交通管理の各分野に計4名の研修員を受入れ、警察庁、科警研、警視庁交通管制センター、警視庁交通第一機動隊、同交通捜査課ステレオカメラ図化室、警視庁航空隊、警視庁白バイ訓練所、首都高速公団管制室、地方研修として愛知県の自動車学校、運転免許試験場等において研修を実施した。

(4) 技術移転

89年度派遣の短期専門家により、交通管理システム、車両検査技術、交通管理、交通安全、交通指導取締り、交通事故捜査等について講座が開設され、中国側の交通警察技術系幹部等、交通管理に従事する幹部職員に対する技術移転が行われた。

(5) 国内委員会の設立

本プロジェクトを効果的に推進するため、JICAの依頼により89年1月に国内委員会が設立された。

4-1-2 1990年度の活動内容

(1) 専門家派遣

交通指導取締り、交通工学、運転者管理、車両管理等の各分野に短期専門家が派遣された。

(2) 機材供与

交通管制システム、調査実習用車両(2台)など、計430,753千円が1990年度分として供与された。

(3) 研修員受入れ

90年度は、車両管理、交通計画、交通信号、交通工学の各分野の研修員計4名を受入れ、研修を実施した。

(4) 技術移転

交通指導取締り、交通事故捜査、運転者管理（免許制度適性試験、教習所、試験制度）、車両管理等について、派遣短期専門家による中国側カウンターパートに対する技術移転が実施された。

(5) カウンターパートの確保

前年のカウンターパートは8名であったが、本年度内に7名が補充されて計15名となり、日本人専門家による技術移転のための講習を受けた。

(6) 教材関係

「運転者対策」の現地語教科書を3,000部作成した。また、教材ビデオ6本を現地語に吹き替えた。

(7) 交通管制システム主要都市の調査

「中国における交通管制システム主要都市の調査」を実施し、平山、伊藤両専門家がこれに当たり、カウンターパート1名が同行した。対象都市は、蘇州、ハルビン、寧波、西安、済南、武漢、福州の7都市。調査結果は報告書としてまとめられ、関係機関に提出された。

(8) 無錫市の交通問題に関する討論会の実施

長期専門家、カウンターパートおよびオブザーバーは、本プロジェクトの実施地域であると同時に、交通環境の早急な改善を要する無錫市の交通問題を議題として7回にわたり討論会を実施した。

(9) 上海車両管理所視察

長期専門家は上海車両管理所を視察し、同行のカウンターパートおよび車検設備工事担当技術者に対し、車検設備工事の概要、工事の問題点等をともに考察すること等を通して、車検設備工事に関する技術移転を行った。

(10) 広州、深圳交通情勢視察

長期専門家およびカウンターパートは、現在の中国の都市交通問題の解決策を探るため、上記両都市の交通情勢の視察を行った。

(11) シンポジウム参加

長期専門家は現在の中国が抱える交通問題に対する理解を深めるため、90年10月に北京市で行われた「第3回日中交通管理シンポジウム」に参加聴講した。

(12) 計画打合せ調査団の派遣

1990年5月、協力開始後約1年半を経た本プロジェクトの進捗状況を確認するとともに、

今後の協力計画等について中国側と協議することを目的に、計画打合せ調査団（中本明夫団長ほか4名）が派遣された。

（13）第1回合同委員会

上記計画打合せ調査団が出席して、第1回合同委員会が開催された。

4-1-3 1991年度の活動内容

（1）専門家派遣

チームリーダーが平山長期専門家から、倍憲一長期専門家に交替した。また、交通管制システム設計指導、車検設備据付操作指導、交通規制、高速道路交通管理、車両管理、交通管制等の各分野に短期専門家が派遣された。

（2）機材供与

1991年度分は、教材作成機器、視聴覚教材、指導取締り用機材、調査実習用車両、交通調査用機材、ドライビングトレーナーなど100,018千円が供与された。

（3）研修員の受入れ

運転者管理、高速道路交通管理、交通信号の各分野に計4名の研修員を受入れ、研修を実施した。

（4）技術移転

派遣短期専門家により、交通管制システム構築、車検設備の工事および調整操作等について中国側カウンターパートに対する技術移転が行われた。

（5）教材関係

「交通管理」「交通安全教育」「交通指導」「交通工学」「自動車技術行政の法体系」「交通規則」「交通信号・交通管制」「高速道路交通管理」「統計」の9種類の現地語教科書をそれぞれ3,000部作成した。また、教材ビデオ44本を現地語に吹き替えた。

（6）巡回指導調査団の派遣

協力開始後、約2年半を経た本プロジェクトの進捗状況を調査し、その問題点等を把握するため、91年6月、巡回指導調査団（賀来敏団長ほか4名）が派遣された。

（7）上記巡回指導調査団が出席して、第2回合同委員会が開催され、プロジェクト実施状況、懸案事項等についての協議が行われた。

4-1-4 1992年度の活動内容

（1）専門家派遣

交通管理分野に森田武長期専門家が派遣されたほか、調整員が高橋長期専門家から堀内洋長期専門家に交替した。また、交通管制システム詳細設計、車検設備据付・操作指導、交通規制、高速道路交通管理、車両管理、交通管制等の分野に短期専門家が派遣された。

(2) 機材供与

1992年度分として、道路標示用設備（熱式ラインマーカー）、CRT運転適性検査機、教育実習用信号機等、計70,179千円が供与された。

(3) 研修員の受入れ

交通安全、運転者管理、交通工学、交通計画の各分野に4名の研修員を受入れ、研修を実施した。

(4) 訓練コース

中国人カウンターパート（C/P）による訓練コースが開設され、交通管制技術訓練、高速道路訓練、車両検査等について講義が行われた。

(5) 技術移転

短期専門家により、交通管制システム操作指導、交通統計、交通工学等の各分野について技術移転が行われた。

(6) カウンターパート（C/P）の確保

前年度までC/Pは15名であったが、年度内に1名が補充され、計16名となり、技術移転のための講習を受講した。

(7) 巡回指導調査団の派遣

協力期間終了を次年度に控え、プロジェクトの成果と進捗状況を見極め、今後の対応等について中国側と協議するため、1992年7月、巡回指導調査団（太田利邦団長ほか4名）が派遣された。

(8) 交通管制システム設備引渡式

交通管制システムは、本プロジェクトにおいてわが国が供与した最大の設備であるが、92年8月3日、無錫市の交通管制センターにおいて同システム設備引渡式（JICAおよび中国道路交通管理幹部訓練センター主催）が挙行され、公安部交通管理局長、無錫市副市長、在上海日本国総領事、訪問中の巡回指導調査団員等が出席した。センターの概要を図-2に示す。

(9) 第3回合同委員会

上記巡回指導調査団が出席して第3回合同委員会が開催され、プロジェクト実施状況、本年度以降の活動計画等につき、中国側と協議が行われた。

4-1-5 1993年度の活動内容

(1) 専門家派遣

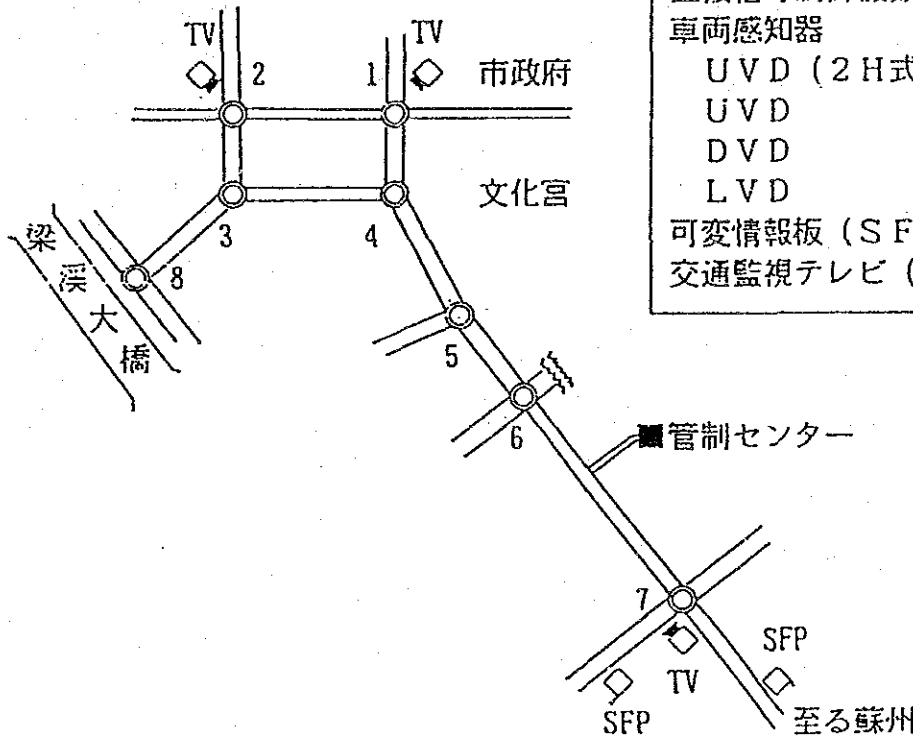
すでに派遣中の倍チームリーダー、森田長期専門家（交通管理）、堀内長期専門家（調整員）が引き続き協力活動を実施した。また、交通管理、道路標示操作指導、CRT運転適性検査機操作指導、交通指導取締り等の各分野に短期専門家が派遣された。

図-2 無錫市交通管制センターの概要

中国道路交通管理幹部訓練センター
無錫市交通管制センターの概要紹介

☆交通管制センター所在地：無錫市清揚路
南長区交通警察大隊4F

管制センター
付近略図



管制規模

直接信号制御機数	8基
車両感知器	
UVD (2H式)	23基
UVD	3基
DVD	1基2波
LVD	2基
可変情報板 (SFP)	2基
交通監視テレビ (CCTV)	3基

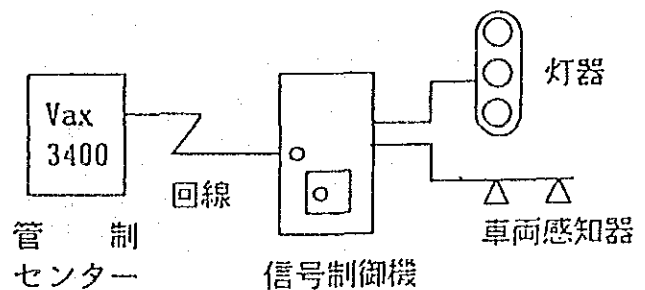
1 交通管制センター設備

管制室 (79m²) ・ 機械室 (71m²) ・ 電源室 (9m²) ・ 配電室 (9m²)
講義室 (48m²) ・ 事務室 (30m²) ・ 当直室 (24m²) ・ 浴室&トイレ

4F延床面積 (315m²)

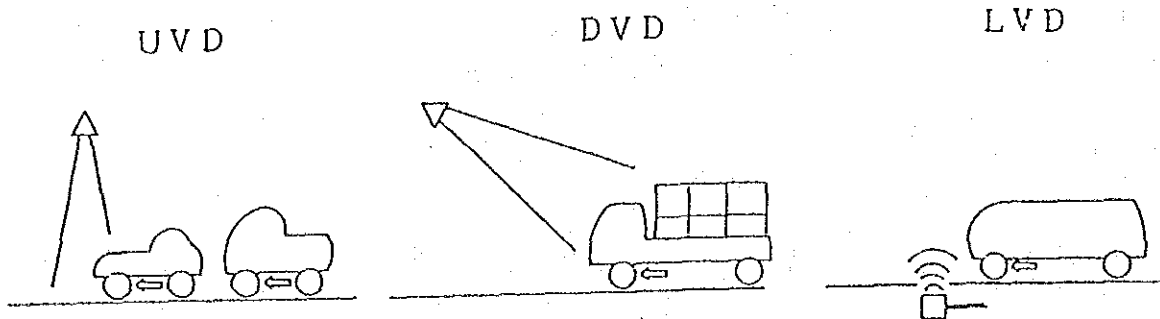
2 直接信号制御機

形式 LTC-A02
最大ステップ数 32
灯器出力数 32
 1~4
 1P~4P
 1A~4A
現示数 8 (最大)



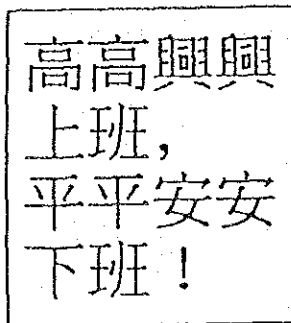
3 車両感知器

- UVD (2H式) : 超音波式2ヘッド方向判別機能付き
- UVD : 超音波式1ヘッド
- DVD : 超音波ドップラ式車両速度測定器
- LVD : ループコイル式



4 可変情報板 (SFP)

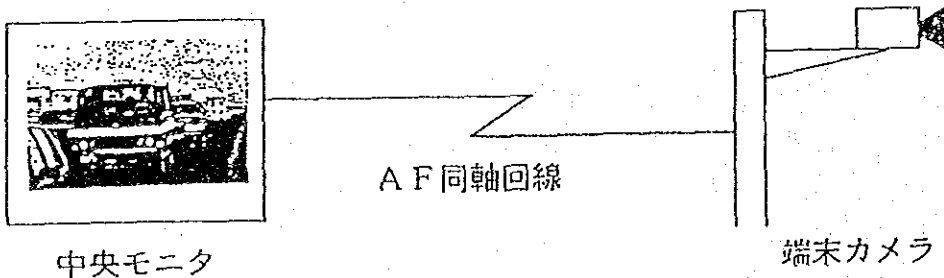
表示例



性能

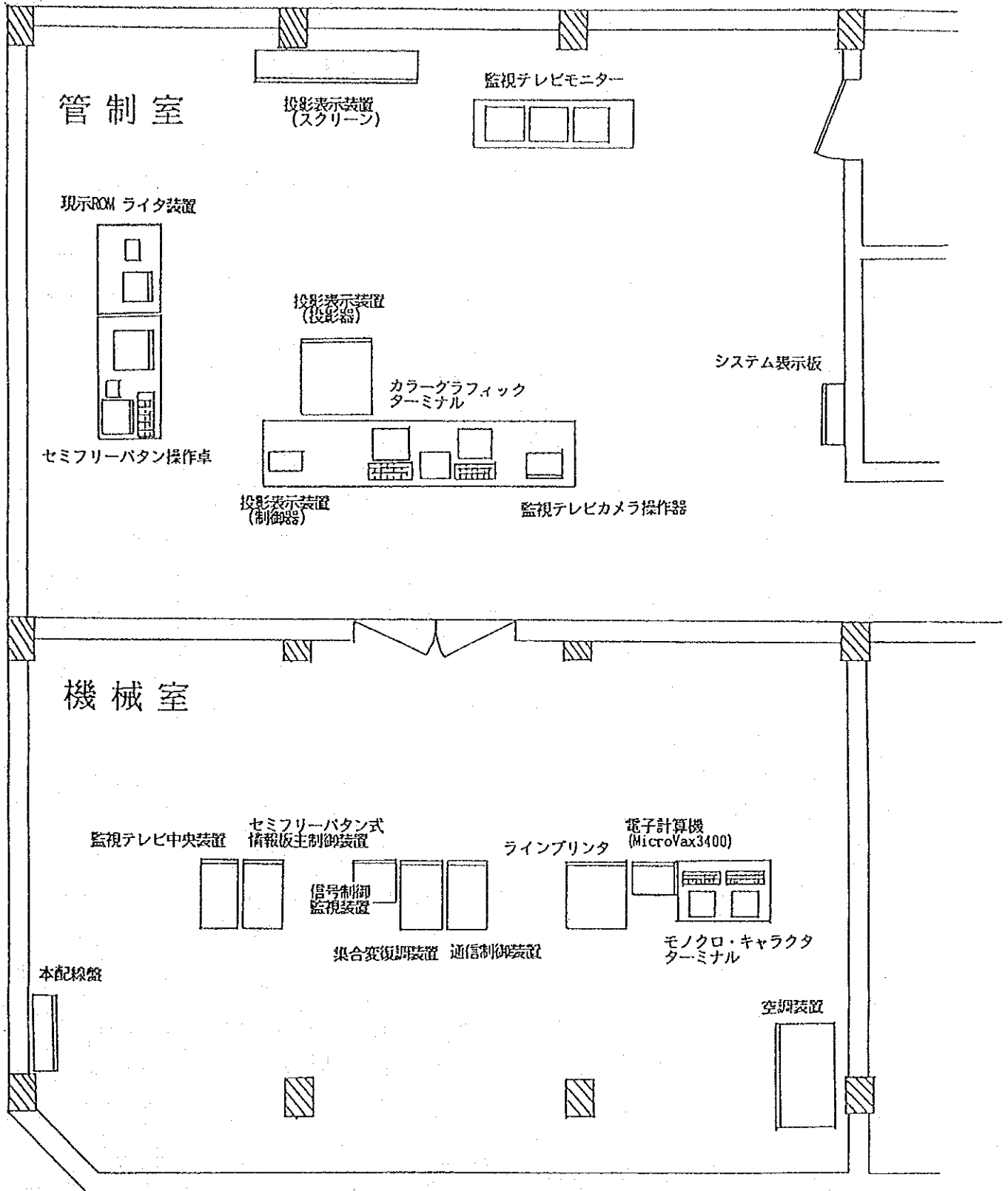
- 発光素子 23φLED
- 素子数 16×16ドット/文字
- 発光色彩 3種(黄・赤・混合)
- 表示字数 4字×4字

5 交通監視テレビ (CCTV)



- 方式: NTSC
- 素子: 0.51μ/CCD
- 密度: 450 × 350本

管制室および機械室機器配置図



(2) 機材供与

1993年度分として、交通管制システム保守用機材、5,152千円が供与された。

(3) 研修員の受入れ

公安部交通管理局長、中国道路交通管理幹部訓練センター主任、同弁公室主任の3名を研修員としてわが国に受入れた。

(4) 訓練コース

中国側C/Pが講師として講壇に立ち、高速道路交通管理等の分野について講義を行った。

(5) 評価調査団の派遣

93年11月を以て協力期間を終了することとなった本プロジェクトについて中国側と合同評価を実施し、教訓および提言を取りまとめるため、93年5月、評価調査団（木村優団長ほか4名）が派遣された。

(6) 第4回（最終）合同委員会

第4回（最終）合同委員会が開催され、日本・中国合同評価調査団による本プロジェクトにおける目標達成度、問題点等についての協議と評価の総括が行われた。その結果、合同評価調査団は、本プロジェクトが本年11月をもって5年間の協力期間を終了することが適当であるとの提言を両国政府に対して行うこととなり、これら協議の内容は、合同評価合意書および最終合同委員会議事録として取りまとめられ、日本側：評価調査団木村団長、中国側：公安部交通管理局代表による署名が行われた。

4—2 ローカルコスト負担事業

本プロジェクトにおけるわが国のローカルコスト負担実績は表—2のとおりである。

4—3 中間報告

本プロジェクトは、協力開始後まもなく発生した天安門事件（1989年6月）の影響により若干の遅れを余儀なくされたが、その後、日中双方の努力により、考え方の違いなどを乗り越えてほぼ順調に実施された。

協力期間終了までに派遣された調査団は、計画打合せ調査団（1990年5月）、巡回指導調査団（1991年6月）、巡回指導（1992年7月）の3調査団であり、以下にその報告の要点を略述する。

4—3—1 巡回指導調査団（1991年6月）の報告

(1) 本プロジェクトは、中国国内情勢等の影響を受け、プロジェクト開始直後から大幅な遅れが出て、その先行きが危ぶまれたところであったが、その後、プロジェクト運営は

軌道に乗り、順調に推移しているところである。

(2) 討議議事録付表の基本計画によると、中国側は

- 1) 交通管理指導幹部訓練コース
- 2) 専門技術者訓練コース
- 3) 学校教師養成コース

を実施することになっている。巡回指導調査団はこの点に鑑み、中国側との協議で、本年度から中国側による教育・訓練コースを開設し、カウンターパート自らが教壇に立って、教官としての資質を高める訓練を実施するよう要望した。

これに対し、1991年中に交通工学と高速道路交通管理の2コースを開設する旨、中国側から回答がなされた。

(3) 当初計画によると、センターは40名体制で管理運営されることになっている。現在までに29名の幹部および職員が配置されているが、指導部をはじめとして大部分が兼職、あるいは兼務である。この点に関し、調査団はセンターの本格的な管理運営に必要な人員の配置を要望した。

4-3-2 巡回指導調査団(1992年7月)の報告

(1) 本プロジェクトは当初の暫定実施計画に基づいて、おおむね順調に推移している。

(2) 討議議事録によって合意された供与資機材についても1991年度を以て供与をすべて終了し、前回の巡回指導調査団派遣時に要請のあった道路標示用設備(熱式ラインマーカー)、警察庁方式CRT運転適正検査機、教育実習用機器についても、現在、供与の方向で進行している。

(3) 討議議事録付表の基本計画にある3つの教育・訓練コースについては、中国側においていまだ実施に至っていない。この件については、前回の巡回指導調査団も早期開設を要望したものであるが、その後もコースは開設されておらず、中国側の取組にやや時間がかかっている。

(4) 上記の件に関し、中国公安部交通管理局代表は、第3回合同委員会の席上、「カウンターパートが日本の専門家から得た知識・技術を中国の実状にどう応用していくかの方向性が見いだせない」と説明した。

(5) 中国語教科書の作成、教材ビデオの中国語吹き替え等、教育・訓練コース開設に向けた環境は整いつつあるものの、上記のような事情からコースの開設にはやや無理があると認められることから、日本側は第3回合同委員会において、当初計画の3分野にとられない現実的なコースの開設を要望した。

これに対し、中国側からは、車両検査、交通管制システム、高速道路交通管理の各分野について、1992年度中に教育・訓練コースを開設する旨の回答がなされた。

(6) 今後は、カウンターパートの実力アップを図り、徐々に専門技術者訓練コースを発展させていくことにより、討議議事録付表の基本計画にある3つの教育訓練コースが早期に開設できるよう協力していく必要がある。

4-4 プロジェクトの目標達成度

(1) 前項の中間報告に示されているように、本プロジェクトは暫定実施計画に基づいておおむね順調に進展し、専門家による中国側カウンターパートに対する技術移転もほぼ計画どおりに実施された。

しかし、中国側において実施する計画の3つの教育・訓練コースは、技術移転を受けたカウンターパートがその知識・技術を中国の実状に応用する際の方向性が見いだせないなどの理由により、開設が遅れた。

(2) 上記教育・訓練コースについては、1992年10月、車両検査分野について中国側カウンターパートによる講義が行われたのを初め、交通管制システム、高速道路交通管理の各分野についても順次コースが開設され、討議議事録付表にある基本計画の一部がようやく推進されることとなった。

4-5 実施計画の変更と内容

(1) 教育・訓練コースの開設が遅れたこと、およびそれに対する対応は前項参照。

(2) 中国国内情勢の変化により、本プロジェクトもその影響を受け、調査団派遣等により一部遅れが生じた。この点に関し、わが国は1991年6月の第2回合同委員会で計画の変更について説明し、1991年12月に派遣を計画していた「計画打合せまたは中間評価調査団」は、調査団派遣の全体計画が約半年ずつずれてきていること、また、次回調査団の派遣時期は交通管制システム完成後が望ましいことを考慮して派遣をカットし、これに代わって1992年度計画の調査団を同年6月に派遣したい旨、表明を行った。中国側もこれに同意し、わが国巡回指導調査団と取り交わした協議覚書に1992年度計画の変更が記載された。

表-2 ローカルコスト負担実績

単位：千円

(目)	(節)	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度
現地業務費	一般現地業務費 / 貧困国対策費 (定期送金分)	2,027	2,359	3,182		
	貧困国対策費 (臨時送金分)	2,387	5,289	7,169		
	一般現地業務費				11,362	6,294
	技術広報普及費			1,446	2,023	
	プロジェクトセミナー開催費				2,216	
実施計画諸費	視聴覚教材等整備費			1,489		
	現地語教科書作成費		814	6,167	*2,474	
	合 計	4,414	8,462	19,453	18,075	6,294

注： *の内訳は交通安全漫画集、721千円 及び 交通管制システムマニュアル翻訳1、753千円 である。

総合計 56,698千円

5 プロジェクトの実施と評価

5-1 プロジェクトの実績と評価

1988年より実施されてきた本プロジェクトは、中国国内情勢の変化の影響を受けて一時大幅な遅れをみたものの、その後、日中双方の努力によりおおむね順調に推移し、討議議事録に定めたとおり、1993年11月9日を以て協力期間を終了することとなった。協力期間5年間の専門家派遣、研修員受入れ、機材供与など、わが国の全投入実績は本書プロジェクト概要表および巻末の資料編に示すとおりである。

5-2 プロジェクトの目標達成度

協力期間終了に当たり、わが国評価調査団は中国側と本プロジェクトについて合同評価調査を行い、大略下記のような報告を行った。

5-2-1 調査項目

- (1) 協力・活動実績総括
- (2) 技術移転状況
- (3) 案件の効果
- (4) プロジェクトの管理運営体制

5-2-2 調査結果

(1) 協力・活動実績

1) 日本側の投入

① 専門家派遣

協力期間中に長期専門家6名が派遣された。派遣された分野はチームリーダー、交通管理、業務調整の3分野であり、R/Dに規定されたとおりである。

短期専門家は、評価調査団派遣時までに98名が派遣された。

長期および短期専門家の活動は、中国側関係者の協力を得て、プロジェクトの発展に大きく貢献した。

② 機材供与

本プロジェクトに対する機材供与は、交通管制システム、自動車検査設備の2大供与機材をはじめとし、交通信号模擬標示装置、調査実習用車両(計5台)、視聴覚機材、指導取締り用機材、ドライビングトレーナー、道路標示用設備等、道路交通管理に関する多方面の機材が含まれており、約6億7,000万円の機材がプロジェクト終了までに供与される予定である。

他方、専門家が現地で活動するために直接使用する機材である「購送機材」が、5年間で約4、800万円あり、プロジェクトの円滑な運営に役立った。

③研修員受入れ

日本で研修を受けた研修員はカウンターパート全員の16人であり、さらにプロジェクト終了までに公安部責任者、プロジェクト責任者等、計3名の受入れが決定している。

帰国研修員のセンターへの定着については、北京公安部勤務の2名を除き、全員が訓練センターに勤務しており、定着率はきわめて高いといえる。

カウンターパートの日本での研修は、専門家による中国での技術指導と相まって効果的にプロジェクトの発展に寄与した。

④調査団派遣

プロジェクト開始後、3度にわたり調査団が派遣され、プロジェクトの進捗状況や年次計画、運営上の諸問題についての検討が行われた。

2)中国側の投入

①土地・建物・施設

中国国家計画委員会、国家科学技術委員会、江蘇省および無錫市関係部門の強力な支持のもとに、無錫市銭栄路前向巷1号の土地および研修生を訓練するために必要な建物が本プロジェクト用に供され、協力開始当初から使用された。

日本人専門家用宿舍3棟も協力開始当初から使用された。

供与機材の自動車検査設備を収納する車検棟は1991年6月に完成した。

また、最大の供与機材である交通管制システムを装備する交通管制センター一式は1992年7月に完成した。

②カウンターパートの配置

中国道路交通管理幹部訓練センターは、弁公室、執務課、行政財務課、交通管理教研室、交通計画・交通工学教研室、車両・運転者管理教研室、図書・資料室から構成されており、センターに勤務する職員の数は34名に達している。センターを今後とも管理・運営していくための組織体制はほぼ整っている。

カウンターパートについては、R/Dに規定されている8分野16名が確保された。

③運営経費

中国側により支出されたセンター運営のための経費は、人件費、訓練費、機材・図書購入費、交通輸送費等、5年間で総額約751万元に達する。

(2) 技術移転状況

1) カウンターパート

カウンターパートの数は当初16名であったが、うち2名はその後、北京市の公安部交通管理局勤務となった。しかし、残る14名は訓練センターに定着しており、わが国短期専門家はカウンターパートの技術知識欲、資質の急速な向上に驚きの念を表明した。

カウンターパートによる教育・訓練コースは5回開設され、いずれも受講者の好評を得た。とくに、2回にわたる地方への出張講座は大好評を得た。

カウンターパートは研究結果を積極的に発表、寄稿しており、その数は数十件にのぼっている。

2) 教材

カウンターパートによる講座では、9分野の現地語教科書がフル活用されており、44本のビデオも最大限に利用されている。また、OHPなどの教材も適時使用されている。

3) 供与機材

供与された機材は中国側によって責任者が任命され、その責任において収納、整理されており、機材の保守管理状況は概して良好である。

最大の供与機材である交通管制システムは、無錫市交通警察支隊が運営しており、カウンターパートによる講座では実習教材として使用されている。

同じく供与機材である車両検査設備も、カウンターパートによる講座では実習教材として使用されている。また、カウンターパートによる講座に必要な機材は、供与された機材ですべて事足りている。

4) 組織体制

中国道路交通管理幹部訓練センターは公安部の直属組織であり、一元的指導・運営体制が敷かれている。日常の運営については当センターが実施している。

当訓練センターは、主任を長とし8科(室)で組織されている。運営予算は逐次増加しており、これら予算により訓練センターは着実に運営されている。

(3) 案件の効果

1) 交通管制システム

日本の交通管制システムを導入したことにより、日本の「交通管制」の考え方、実施方法を習得した。現在、これを参考に、中国の中都市の「交通管制モデル」を目指して研究開発を進めている。

2) 車両検査設備

中国では「車両検査基準」は定められているものの、検査官の資格や研修制度、検査場の設置基準、検査機器の認定制度等が未整備の状態にあり、車両検査制度はまだ完全には確立されていない。現在、関係機関の間で「車両検査設備」に関する各種基準の作成に着手しようとしており、公安部ではそのメンバーの中にカウンターパート1名を参加させることにしている。

また、公安部では現任検査官の資質および検査技術の向上を図るために、当センターを中国内の研修基地の一つに指定する意向である。近い将来これが実現すれば、車検設備が十分活用されることになる。

3) 高速道路

中国では高速道路建設に着手したばかりであるが、今後は急速に高速道路網の建設が進むものと考えられる。当センターのカウンターパートが習得した日本の高速道路交通管理の技術は、すでに部分的に完成している上海—南京高速道路等の交通管理に反映されているし、将来建設される高速道路でも十分活用されていくものと考えられる。

高速道路で大事故が発生したときの緊急通報システム、早期自己処理システムについても検討を行っており、1994年に検討結果が発表されることになっている。

4) 交通安全

近年、中国では交通事故が急激に増加しているにもかかわらず、一般市民に対する交通安全教育は不十分な状態にある。今後は無錫市内でのテストケースを参考に、定期的・計画的に一般市民（とくに小学生）に対する交通安全教育を実施する予定になっている。

5) 交通統計

現在、中国の交通統計は、各省、市が独自に取りまとめており、その信頼性が必ずしも高くないというのが実態である。当センターのカウンターパートは、習得した日本の交通統計制度を参考に、中国の事故統計の合理化に着手している。

(4) プロジェクトの管理運営体制

本プロジェクトは、R/Dに基づき、年1回開催される合同委員会において活動内容の総括を行うとともに、問題点の解決方法を検討し、次年度の実施計画とその進め方について協議してきた。協議の内容は多岐にわたるが、日中双方はつねにその考え方の違いを乗り越えて合意を図ってきている。また、毎週行われる専門家とカウンターパート定例会議の場では、合同委員会での協議を踏まえつつ、プロジェクト運営上の一般的問題についての協議が行われ、これによってプロジェクトの計画的な管理運営が図られて

きた。こうした体制が確立されてきたことは、日中双方が本プロジェクトに対して真剣に対処してきたことの現れであり、高く評価できる。

なお、日本側にあつて、警察庁、運輸省をはじめとする関係機関が、短期専門家の派遣、研修員の受入れ等により、プロジェクトの円滑な運営を積極的に支援したことも高く評価される。

5—3 評価の総括

(1) 本プロジェクトは、中国公安部が中国道路交通管理の近代化を図るため、江蘇省無錫市に設立した中国道路交通管理幹部訓練センターにおいて、日本の道路交通管理技術と同センターの教育・訓練を担当する教官であるカウンターパートに技術移転し、もつて中国における道路交通管理の発展に資することを目的とし、1988年11月10日より5年間の協力が行われてきた。公安分野では初めての日中プロジェクト方式技術協力であり、協力の過程には困難な局面も多々あつたが、日中両国関係者の熱意と努力により多くの成果を上げてきたことは高く評価される。

協力期間中の1988年より1992年までの4年間における中国の自動車増加率は、毎年10%以上（日本は2～3%）で、台数はこの間に協力開始当初の1.6倍に急増した。これに伴つて、交通事故死者数は、1990年の48,271人から1992年には58,729人と、わずか3年間で22%も増加した。

このような交通情勢の中で、6カ月コースの受講者である第一線の交通管理上級幹部の業務はかつてないほど繁忙をきわめ、カウンターパートは6カ月間の講座開設能力を有するようになったものの、コースを最長3カ月に短縮せざるを得なかつた。

(2) カウンターパートは協力期間中に著しく資質を向上させ、教育・研究開発の能力を十分に有するに至つた。また、訓練センターは必要な機材が完備され、効果的に使用されている。

(3) カウンターパートは協力期間中に得られた成果をもとに「中国に適した交通管理の確立」を目指し、努力を続けている。

(4) 訓練センターは、組織的にも、財政的にも、今後の継続的な運営を可能にする能力を有している。

(5) このように、日中双方による努力、相互理解によつてプロジェクトが計画的かつ適切に運営されてきたことは高く評価される。また、本プロジェクトの実施により、相互の人的交流が図られ、日本と中国の友好関係が一層強化されたことにも大きな意義があつたといえる。

(6) 以上、プロジェクトの経過を全体的に見た場合、ほぼ満足すべき成果を収めたものと判断される。

6 提言および事後管理

6-1 提言

日中合同評価調査団は、合同評価調査の結果を踏まえ、プロジェクト終了後の方針について協議した結果、日中両国の政府関係機関に次の提言を行った。

- (1) 本プロジェクトの協力期間は、1993年11月9日をもって終了する。
- (2) 中国道路交通管理幹部訓練センターが、中国における交通管理幹部訓練の中核的機関として、今後ますますその機能を充実、強化し、発展していくことが強く望まれる。

7 現 況

7-1 プロジェクト終了後の訓練センターの構想

1993年11月の総合報告書によれば、数回のリーダーと許主任との個別会談の結果は、以下の通りである。現時点での今後の方向性を示すものと考えられる。

1) 目標の設定

近い将来、公安部の上級警察学校への昇格を目指す。

2) 各種体制の確立

人事体制、 予算体制、 バックアップ体制

3) 教官（C/P）の資質の向上

4) 積極的な広報活動の実施

5) 交通管理発展の情報・訓練基地化

6) 世界への貢献

訓練センターを軌道に載せたあかつきには、アジア各国から受講希望の交通警察官を受け入れ、日本と共同して、アジア、世界の交通事故防止に貢献する。

資 料 編

1. 討議議事録 (R/D) 英文


THE RECORD OF DISCUSSIONS
BETWEEN THE JAPANESE IMPLEMENTATION SURVEY TEAM,
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY
AND THE IMPLEMENTATION DISCUSSION TEAM OF THE MINISTRY OF PUBLIC SECURITY
OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA
ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION FOR
THE PROJECT OF ROAD TRAFFIC MANAGEMENT CADRE TRAINING CENTER
IN THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA

The Japanese Implementation Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Mr. HIROAKI TAMAMITU, Executive Director, JICA, visited the People's Republic of China from November 4 to 13, 1988 for the purpose of working out the details of the technical cooperation programme concerning the Project of Road Traffic Management Cadre Training Center in the People's Republic of China.

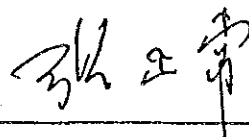
During its stay in the People's Republic of China, the Team exchanged views and had a series of discussions with the Chinese Implementation Discussion Team headed by Mr. ZHANG ZHENG-CHANG, Director of Traffic Management Bureau, Ministry of Public Security, concerning desirable measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the above mentioned project.

As a result of the discussions, both parties agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

Compiled in duplicate in Beijing on November 10, 1988, in the Japanese, Chinese and English languages, each copy of the text is equally authentic, and in case of any divergence in interpretation, the English text shall prevail.



Mr. HIROAKI TAMAMITU
Leader, Implementation Survey Team
Japan International Cooperation
Agency, Japan



Mr. ZHANG ZHENG-CHANG
Leader, Implementation Discussion Team
Ministry of Public Security,
the People's Republic of China

THE ATTACHED DOCUMENT

I. TECHNICAL COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

1. The Government of Japan and the Government of the People's Republic of China will cooperate with each other in implementing the Project of Road Traffic Management Cadre Training Center in China (hereinafter referred to as "the Project") for the purpose of contributing to the development of the road traffic management system in the People's Republic of China
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in Annex I.

II. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense services of the Japanese experts as listed in Annex II through normal procedures under the technical cooperation scheme of the Government of Japan.
2. The Japanese experts referred to in 1' above and their families will be granted in the People's Republic of China the privileges, exemptions and benefits as listed in Annex III. The Japanese experts, while in service in the People's Republic of China, will be granted privileges, exemptions and benefits no less favourable than those accorded to experts of third countries or of international organizations performing similar missions in the People's Republic of China.

III. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense machinery, equipment and other materials(hereinafter referred to as "Articles")necessary for implementation of the Project as listed in Annex IV through normal procedures under the technical cooperation scheme of the Government of Japan.
2. The articles referred to in 1 above will become the property of the People's Republic of China upon being delivered C I F to the Chinese authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation, and will be utilized exclusively for implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in Annex II.

IV. TRAINING OF CHINESE PERSONNEL IN JAPAN

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to receive at its own expense the Chinese personnel connected with the Project for technical training in Japan through normal procedures under the technical cooperation scheme of the Government of Japan.
2. The Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to ensure that the knowledge and experience acquired by the Chinese personnel from technical training in Japan will be utilized effectively for implementation of the Project.

V. SERVICES OF CHINESE COUNTERPART, ADMINISTRATIVE AND TECHNICAL PERSONNEL

1. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to secure at its own expense the necessary services of Chinese counterpart, administrative and technical personnel as listed in Annex V.

2. The Government of the People's Republic of China will allocate the necessary number of suitably qualified personnel corresponding to each Japanese expert to be dispatched by the Government of Japan as specified in Annex II for the effective and successful transfer of technology under the Project.

VI . MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA

1. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to provide at its own expense:
 - (1) Land, buildings and facilities as listed in Annex VI;
 - (2) Supply or replacement of machinery, equipment, instruments, tools, spare parts, and any other materials necessary for implementation of the Project other than those provided through JICA under III above;
 - (3) Transportation facilities and traffic fees within city areas for the official travel of the Japanese experts within the People's Republic of China;
 - (4) Suitably furnished accommodations for the Japanese experts and their families.
2. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to meet:
 - (1) Expenses necessary for the transportation of the articles referred to in III above within the People's Republic of China as well as for the insurance, installation, operations and maintenance thereof;
 - (2) All running expenses necessary for the implementation of the Project.
3. The authorities concerned of the Government of the People's Republic of China will meet the charge of customs duties, internal taxes and any other fiscal levies imposed in the People's Republic of China on the articles referred to in III above.

VII. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. The Director of Traffic Management Bureau, Ministry of Public Security of the People's Republic of China will bear overall responsibility for implementation of the Project.
2. The Director of Road Traffic Management Cadre Training Center, as the head of the Project, will be responsible for the administrative and managerial matters of the Project.
3. The Japanese team leader, expert on traffic safety management, and coordinator will provide necessary recommendations and advice on technical and administrative matters concerning implementation of the Project to the responsible official of the Ministry of Public Security and the head of the Project.
4. The Japanese experts will give necessary technical guidance and advice to the Chinese counterpart personnel on matters pertaining to implementation of the Project.
5. For effective and successful implementation of the Project, a Joint Committee will be established with the function and composition as referred to in Annex VII.
6. The organization of the Project is shown in the organization chart which is given in Annex VIII.

VIII. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

The Government of the People's Republic of China undertakes to bear claims, if any arise, against the Japanese experts engaged in the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with, the discharge of their official functions in the People's Republic of China, except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

IX. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection, with this Attached Document.

X. TERM OF TECHNICAL COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be five (5) years from November 10, 1988.

A N N E X

I . MASTER PLAN

1 . Objective of the Project

The Ministry of Public Security of the People's Republic of China founded the Road Traffic Management Cadre Training Center in Wuxi city ,Jiangsu province for the purpose of modernizing the road traffic management system in China.

The objective of the Project is to transfer the Japanese road traffic management technology to the Chinese counterparts in charge of educational training in the center, and thus contribute to the development of road traffic management technology in the People's Republic of China.

The following educational and training courses, including preparation of the curriculum and teaching materials, will be implemented by the Chinese side.

- (1) Training course for traffic management cadres(6 months)
- (2) Training course for technical experts
- (3) Training course for teachers (6 months)

2 Contents of the Japanese Technical Cooperation

- (1) The contents of the Japanese technical cooperation are to provide technical guidance and advice to the Chinese counterpart personnel who conduct the courses mentioned in 1 above.
- (2) The contents of the technical guidance and advice for the Chinese counterpart personnel are as follows:

- 1) Traffic Safety Management
- 2) Traffic Safety Education
- 3) Traffic Enforcement
- 4) Drivers Control Administration
- 5) Motor Vehicle Inspection Service
- 6) Traffic Engineering
- 7) Traffic Regulation
- 8) Traffic Control
- 9) Expressway Traffic Management
- 10) Traffic Statistics

II. JAPANESE EXPERTS

1. Long-term expert
 - (1) Team leader
 - (2) Expert on Traffic Safety Management
 - (3) Coordinator

2. Short-term experts in the fields of:
 - (1) Traffic Safety Management
 - (2) Traffic Safety Education
 - (3) Traffic Enforcement
 - (4) Drivers Control Administration
 - (5) Motor Vehicle Inspection Service
 - (6) Traffic Engineering
 - (7) Traffic Regulation
 - (8) Traffic Control
 - (9) Expressway Traffic Management
 - (10) Traffic Statistics
 - (11) Equipment Installation and Operation

III. PRIVILEGES, EXEMPTIONS AND BENEFITS

1. The Government of the People's Republic of China will grant exemptions from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with the living allowance remitted from abroad.

2. The Government of the People's Republic of China will grant exemptions from customs duties on the importation of personal effects by the Japanese experts and their families as well as the importation of machinery and equipment relating to their activities.

3. The Government of the People's Republic of China will provide medical facilities.

IV. EQUIPMENT

Necessary equipment for implementation of the Project is as follows:

- (1) Audio-visual equipment
- (2) Traffic enforcement equipment
- (3) Vehicles for practical training and surveys
- (4) Equipment for traffic surveys
- (5) Automobile inspection equipment and machinery
- (6) Traffic control system
- (7) Traffic lights
- (8) Aptitude test equipment
- (9) Driving trainer
- (10) Traffic-related books
- (11) Traffic-related video tapes and slides
- (12) Equipment for compiling teaching materials
- (13) Others

V. CHINESE COUNTERPART, ADMINISTRATIVE AND TECHNICAL PERSONNEL

1. Director of Traffic Management Bureau, Ministry of Public Security
2. Director of Road Traffic Management Cadre Training Center
3. Counterpart personnel in the fields of:
 - (1) Traffic Safety Management
 - (2) Traffic Safety Education
 - (3) Motor Vehicle Inspection Service
 - (4) Drivers Control Administration
 - (5) Traffic Engineering
 - (6) Traffic Planning
 - (7) Traffic Control
 - (8) Expressway Traffic Management
4. Administrative and technical personnel:
 - (1) Clerical administration, equipment servicing, and facilities servicing personnel
 - (2) Interpreter(s)

(3) Driver(s)

(4) Others

VI. LAND, BUILDINGS AND FACILITIES

1. Land, buildings and facilities of the Road Traffic Management Cadre Training Center in the People's Republic of China
2. Room and space necessary for the installation and storage of machinery, equipment and materials provided by the Government of Japan.
3. Office space and necessary facilities for the Japanese team leader, the expert on traffic safety management, the coordinator, and other experts.

VII. THE JOINT COMMITTEE

1. Functions

The Joint Committee will meet at least once a year and whenever necessity arises, and work:

- (1) To formulate the annual work plan of the Project in line with the Tentative Schedule of Implementation formulated under the framework of this Record of Discussions;
- (2) To review the overall progress of the technical cooperation programme as well as the achievements of the above-mentioned annual work plan;
- (3) To review and exchange views on major issues arising from or in connection with the technical cooperation programme.

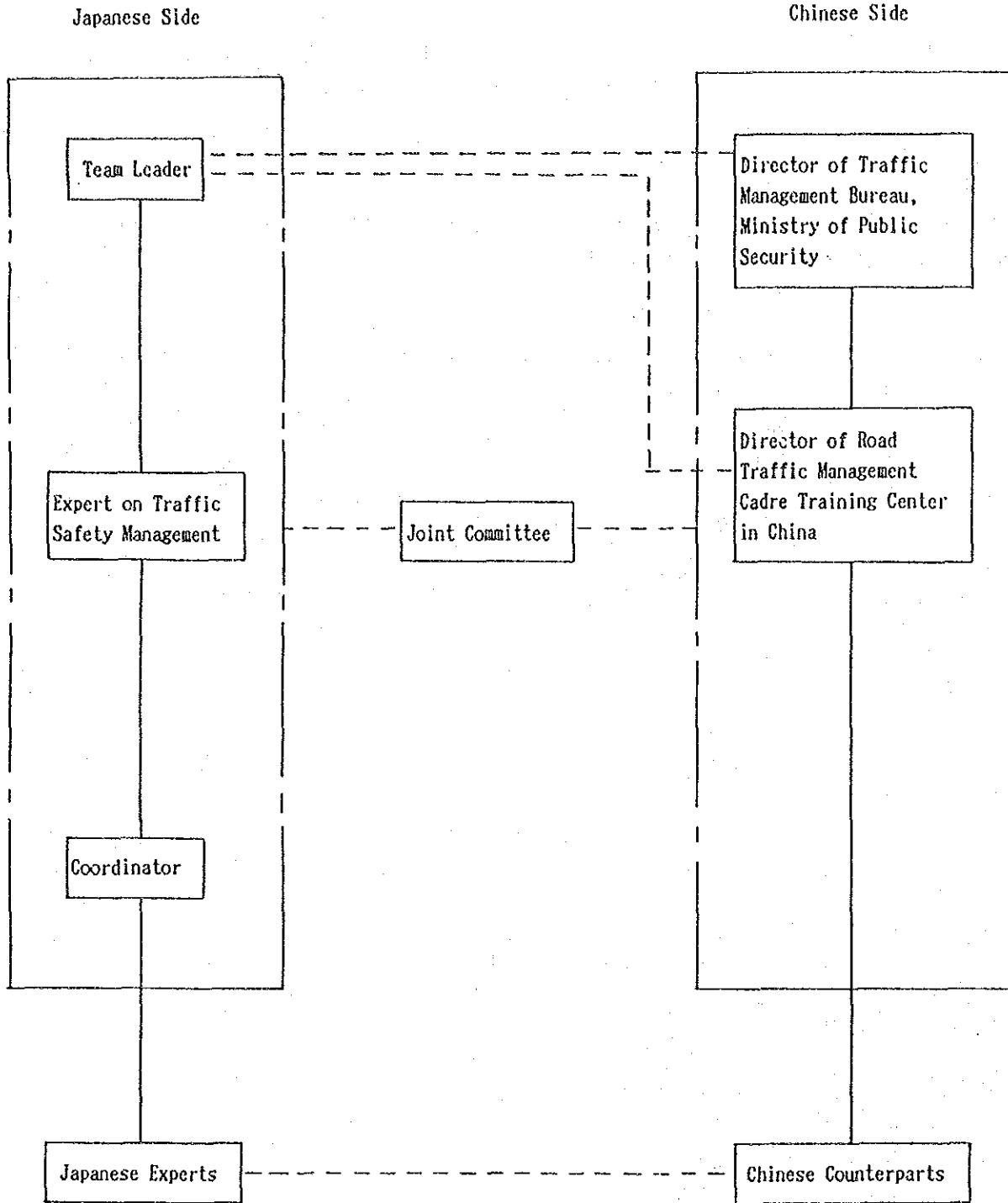
2. Composition

- (1) Chairman: Director of Traffic Management Bureau, Ministry of Public Security
- (2) Members:
 - 1) Japanese side: Team leader
Expert on Traffic Safety Management
Coordinator
Other experts
Personnel concerned to be dispatched by JICA, if necessary
Representative of JICA China Office

2) Chinese side: Representative of State Scientific and Techno-
logical Commission
 Representative of Ministry of Public Security
 Director of the Road Traffic Management Cadre
Training Center in the People's Republic of China
 Other personnel concerned with the Project

Note: Officials of the Embassy of Japan and the Consulate General in Shanghai may attend the Joint Committee as observers.

VIII. ORGANIZATION CHART



THE MINUTES OF MEETING ON THE RECORD OF DISCUSSIONS
ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION FOR
THE PROJECT OF ROAD TRAFFIC MANAGEMENT CADRE TRAINING CENTER
IN THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA

The Japanese Implementation Survey Team, Japan International Cooperation Agency and the Implementation Discussion Team of the Ministry of Public Security of the People's Republic of China, signed the Record of Discussions (hereinafter referred to as "the R/D") on Japanese technical cooperation for the Project of Road Traffic Management Cadre Training Center in the People's Republic of China. Understandings reached between both sides are recorded in the following in order to clarify some specific matters concerning the provisions in the R/D.

1. Both sides have formulated the Tentative Schedule of Implementation of the Project as shown in the accompanying chart under the Attached Document I-2 of the R/D. The chart has been formulated on the condition that the necessary budget will be allocated for implementation of the Project, and is subject to change within the framework of the R/D whenever the necessity arises in the course of Project implementation.
2. Both sides agreed that the term "Personal effects" as referred to in the Annex III- 2. of the R/D includes household effects which may be brought from abroad for personal use by the Japanese experts and their families.
3. Both sides agreed that the term "the machinery and equipment related to their activities" as referred to in Annex III- 2. of the R/D includes one motor vehicle per family which will be used by Japanese experts and their families.
4. As for the transportation fares as referred to in VI-1- (3) of the Attached Document of the R/D, the Japanese side stated that travelling expenses between cities would be borne by the Japanese side.

5. As for suitably furnished accommodations as referred to in VI-1-(4) of the Attached Document of the R/D, the Chinese side stated that it would provide suitable lodgings for Japanese experts, and it would provide suitable lodgings with cooking facilities especially for the long-term experts.

As for the accommodation fee, the Chinese side also stated in the following items (1) and (2).

- (1) The accommodation fee for short-term experts is to be borne by the experts. But if the accommodation fee exceeds 160 Yuan per day, as confirmed in the notes verbal exchanged between the Japanese Embassy in China and the Chinese State Scientific and Technological Commission (NO.85, 10th August and NO.107, 15th August, 1988), the exceeded amount is to be borne by the Chinese side.
- (2) The accommodation fee for long-term experts (including their families) is to be borne by the experts. But if their accommodation fees exceed their accommodation allowances provided by the Government of Japan, the exceeded amount is to be borne by the Chinese side.

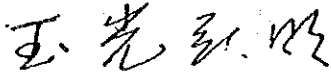
On the other hand, the Japanese side stated that at the time of dispatching the long-term experts, it would present the grade and the maximum limit of their accommodation allowances in the People's Republic of China.

6. Both sides agreed that the Japanese experts, dispatched under the Attached Document II-1, will use the Japanese language for their technical guidance in China and that the Chinese side will provide appropriate interpreters.

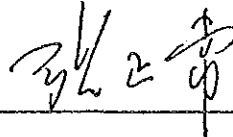
The Chinese side also expressed the hope that the Japanese experts will provide the reference materials concerning their lectures to the Chinese counterparts as much as possible.

7. Both sides agreed that the number of Japanese and Chinese members on the Joint Committee as referred to in VII-2-(2) of the Attached Document of the R/D will be approximately equal.

Beijing November 10, 1988



Mr. HIROAKI TAMAMITU
Leader, Implementation Survey Team
Japan International Cooperation
Agency, Japan



Mr. ZHANG ZHENG-CHANG
Leader, Implementation Discussion Team
Ministry of Public Security,
The People's Republic of China

ANNEX : TENTATIVE SCHEDULE OF IMPLEMENTATION

Japanese F/Y	1988	1989	1990	1991	1992	1993
Term of Cooperation	November					
<Japanese Side>						
1. Long-Term Experts						
Team Leader						
Expert on Traffic Safety Management						
Coordinator						
2. Short-Term Experts						
Traffic Safety Management						
Traffic Safety Education						
Traffic Enforcement						
Drivers Control Administration						
Motor Vehicle Inspection Service						
Traffic Engineering						
Traffic Regulation						
Traffic Control						
Expressway Traffic Management						
Traffic Statistics						
Equipment Installation and Operation						
3. Provision of Equipment						
4. Counterpart Training in Japan						
5. Dispatch of Survey Team						

Japanese F/Y	1988	1989	1990	1991	1992	1993
<Chinese Side>						
1. Provision of Staff						
2. Courses for Transfer of Technologies						
Traffic Safety Management						
Traffic Safety Education						
Motor Vehicle Inspection Service						
Drivers Control Administration						
Traffic Engineering						
Traffic Planning						
Traffic Control						
Expressway Traffic Management						
3. Educational and Training Course						
Training Course for Traffic Management Cadres						
Training Course for Technical Experts						
Training Course for Teachers						

2. 調査団派遣実績

(1) 予備調査団	1987年2月22日～3月3日
(2) 事前調査団	1987年11月19日～12月5日
(3) 長期調査員チーム	1988年7月26日～8月7日
(4) 実施協議調査団	1988年11月4日～11月13日
(5) 計画打合せ調査団	1990年5月22日～6月1日
(6) 巡回指導調査団	1991年6月20日～6月29日
(7) 巡回指導調査団	1992年7月30日～8月8日
(8) 評価調査団	1993年5月20日～28日

3. 調査団リスト

(1) 予備調査団

団 長	伊藤 昊太郎	警察庁交通局交通規制課	課長補佐
団 員	出原 建三	警察庁交通局交通規制課	課長補佐
〃	鈴木 敏雄	警視庁交通部交通規制課	理事官
〃	西原 秀夫	運輸省地域交通局陸上技術安全部技術企画課	補佐官
〃	田辺 耕治	国際協力事業団社会開発協力部海外センター課	課長代理

(2) 事前調査団

団 長	伊藤 昊太郎	警察庁交通局交通規制課	課長補佐
団 員	三木 克行	警察庁交通局高速道路課	課長補佐
〃	横山 雅之	警察庁交通局交通企画課	課長補佐
〃	星野 廣男	警視庁交通部運転免許本部免許管理課	課長
〃	三宅 哲志	運輸省国際運輸観光局国際協力課	国際協力官
〃	太田 栄	運輸省地域交通局陸上技術安全部自動車審査課	係長
〃	田辺 耕治	国際協力事業団社会開発協力部海外センター課	課長代理

(3) 長期調査員チーム

団 長	伊藤 昊太郎	警察庁交通局交通規制課	課長補佐
団 員	荻野 徹	警察庁交通局交通企画課	課長補佐
〃	太田 昭雄	警察庁交通局交通指導課	課長補佐
〃	太田 栄	運輸省地域交通局陸上技術安全部自動車審査課	係長
〃	高橋公一郎	国際協力事業団社会開発協力部海外センター課	特別囑託

(4) 実施協議調査団

団 長	玉光 弘明	国際協力事業団理事	
団 員	伊藤 昊太郎	警察庁交通局交通規制課	課長補佐
〃	太田 栄	運輸省地域交通局陸上技術安全部自動車審査課	係長
〃	下田 進一	警察庁交通局交通企画課	主任

団員	山本 一太	国際協力事業団社会開発協力部海外センター課
"	高橋公一郎	同 特別囑託
(5) 計画打合せ調査団		
団長	中本 明夫	警察庁交通局交通規制課 交通管制官
団員	前田 壽	警察庁交通局高速道路課 課長補佐
"	柳生 信秀	運輸省地域交通局陸上技術安全部技術企画課 補佐官
"	根元 弘幸	警視庁信号機設計係長
"	川上 茂人	国際協力事業団社会開発協力部社会開発第一課
(6) 巡回指導調査団		
団長(総括)	賀来 敏	警察庁長官官房審議官(交通局担当)
機材供与計画	岡崎 征	警察庁交通局交通規制課 交通管制官 中国道路交通管理幹部訓練センタープロジェクト国内委員会委員長
研修計画	耕田 好一	警察庁交通局交通企画課 課長補佐
車両管理計画	飯塚 紀史	運輸省地域交通局陸上安全部自動車整備課 補佐官
協力計画	山浦 信幸	国際協力事業団社会開発協力部社会開発第一課 課長補佐
(7) 巡回指導調査団		
団長(総括)	太田 利邦	警察庁長官官房審議官
機材供与計画	堀金 忠	警察庁交通局交通規制課 課長補佐
研修計画	隈田 一郎	警察庁交通局交通企画課 主任
車両管理計画	高橋 邦夫	運輸省自動車交通局技術安全部 専門官
協力計画	阪本日出雄	国際協力事業団社会開発協力部計画課 ジュニア専門員
(8) 評価調査団		
団長(総括)	大村 優	警察庁交通局交通規制課 交通管制官
交通管理	梅澤 雅美	警察庁交通局交通企画課 課長補佐
車両検査設備	青木 勇平	運輸省自動車交通局技術安全部保安環境課 補佐官
協力計画	林 秀樹	警察庁交通局交通企画課 主任
計画評価	成田 明敏	国際協力事業団社会開発協力部社会開発第一課 課長代理

4. 派遣専門家リスト

(1) 長期専門家

担 当	氏 名	派遣期間
リーダー	平山 益實	1989. 4. 24 - 1991. 4. 23
リーダー	倍 憲一	1991. 4. 13 - 1993. 11. 9
交通管理	伊藤 俊之	1989. 4. 24 - 1992. 7. 23
交通管理	森田 武	1992. 1. 22 - 1993. 11. 9
業務調整	高橋公一郎	1989. 1. 22 - 1993. 4. 23
業務調整	堀内 洋	1992. 4. 2 - 1993. 11. 9

(2) 短期専門家

担 当	氏 名	派遣期間
交通管制 (団長)	松井 春夫	1989. 4. 3 - 4. 13
交通工学	渡辺 正己	1989. 4. 3 - 4. 13
交通管理	皆川 良一	1989. 4. 3 - 4. 13
交通管制調査設計	須藤 隆明	1989. 4. 3 - 4. 22
交通管制調査設計	仁見 保男	1989. 4. 3 - 4. 22
交通管制調査設計	吉川 徹	1989. 4. 3 - 4. 22
交通管理・交通安全 (団長)	保良 光彦	1989. 11. 24 - 12. 21
交通管理	秋元 守祐	1989. 11. 24 - 12. 7
交通管理	荻野 徹	1989. 11. 24 - 12. 7
交通管理	片山 英明	1989. 12. 1 - 12. 14
交通管理	打越 秀夫	1989. 12. 1 - 12. 14
交通安全	末廣 良民	1989. 12. 8 - 12. 21
交通安全	田中 法昌	1989. 12. 8 - 12. 21
交通安全	橋木 光雄	1989. 12. 15 - 12. 27
交通安全	三井 達郎	1989. 12. 15 - 12. 27
交通指導取締り (副団長)	村里 忠士	1990. 3. 23 - 4. 9

交通指導取締り	加藤 俊英	1990. 3. 23 - 4. 9
交通指導取締り	宮沢 豊	1990. 4. 3 - 4. 9
交通事故捜査(団長)	佐々木晶敏	1990. 3. 23 - 4. 19
交通事故捜査	石森 繁男	1990. 3. 23 - 4. 19
交通事故捜査	堀 八一	1990. 3. 23 - 4. 19
交通工学(団長)	渡辺 正己	1990. 6. 5 - 6. 21
交通工学	木戸 伴雄	1990. 6. 5 - 6. 21
交通工学	斉藤 威	1990. 6. 5 - 6. 21
交通工学(副団長)	村田 隆裕	1990. 6. 23 - 7. 9
交通工学	松浦 常夫	1990. 6. 23 - 7. 9
運転者管理(団長)	大塚 博保	1990. 11. 17 - 12. 7
運転者管理(副団長)	小川 剛	1990. 11. 17 - 12. 7
運転者管理	横手 芳男	1990. 11. 17 - 12. 7
運転者管理	原 篤正	1990. 11. 17 - 12. 7
運転者管理	今村 武司	1990. 11. 17 - 12. 7
車両管理(団長)	清水 武司	1991. 3. 13 - 3. 24
車両管理	関口 久男	1991. 3. 13 - 3. 24
車両管理	山下 博	1991. 3. 13 - 3. 24
車両管理	沢畠 政志	1991. 3. 13 - 3. 24
交通管制システム設計指導	須藤 隆昭	1991. 4. 6 - 4. 13
車検設備据付操作指導	坂本 博	1991. 5. 9 - 6. 11
車検設備据付操作指導	宮下 英明	1991. 5. 30 - 6. 11
交通規制(団長)	及川 富	1991. 7. 6 - 7. 25
交通規制	斉藤 陸夫	1991. 7. 6 - 7. 25
交通規制	石井 克一	1991. 7. 6 - 7. 25
交通規制	児玉 紘治	1991. 7. 22 - 8. 10
交通規制	長嶋 良	1991. 7. 22 - 8. 10
高速道路交通管理(団長)	福井 資明	1991. 11. 2 - 11. 25
高速道路交通管理	上山 勝	1991. 11. 2 - 11. 25
高速道路交通管理	坪 義明	1991. 11. 2 - 11. 25
高速道路交通管理	大久保峯夫	1991. 11. 18 - 12. 7
高速道路交通管理	金子 保之	1991. 11. 18 - 12. 7
交通管制システム機材検収工事打合	鳴原 真澄	1992. 2. 13 - 2. 28
交通管制システム機材検収工事打合	田辺多知夫	1992. 2. 13 - 2. 28

車両管理	池田 文雄	1992. 3. 14 - 3. 27
交通管制 (団長)	森田 武	1992. 2. 29 - 3. 19
交通管制	西野 茂	1992. 2. 29 - 3. 19
交通管制	渡辺 正己	1992. 3. 16 - 4. 4
交通管制	秋山 尚夫	1992. 3. 16 - 4. 4
交通管制	横井 昭	1992. 3. 16 - 4. 4
交通管制システム据付・操作指導	嶋原 真澄	1992. 7. 2 - 7. 12
交通管制システム据付・操作指導	田辺多知夫	1992. 4. 23 - 7. 12
交通管制システム据付・操作指導	福田 一志	1992. 5. 17 - 6. 16
交通管制システム据付・操作指導	山川 構造	1992. 5. 17 - 6. 16
交通管制システム据付・操作指導	山田 一晴	1992. 5. 17 - 7. 12
交通管制システム据付・操作指導	岡本 吉之	1992. 6. 11 - 6. 20
交通管制システム据付・操作指導	隠岐村 明	1992. 6. 11 - 6. 20
交通管制システム据付・操作指導	風間 洋	1992. 6. 11 - 7. 12
交通管制システム据付・操作指導	大貝 孝行	1992. 4. 23 - 5. 17
交通管制システム据付・操作指導	大須 公男	1992. 4. 23 - 5. 31
交通管制システム据付・操作指導	高橋 雅博	1992. 5. 28 - 5. 31
交通管制システム据付・操作指導	宮本 敏明	1992. 5. 21 - 6. 1
交通統計 (団長)	松浦 常夫	1992. 8. 29 - 9. 17
交通統計	田中 栄一	1992. 8. 29 - 9. 17
交通統計	今井 啓行	1992. 8. 29 - 9. 17
交通統計	山口 卓耶	1992. 9. 14 - 10. 3
交通統計	寺山 清	1992. 9. 14 - 10. 3
交通工学 (団長)	斉藤 威	1992. 11. 14 - 12. 2
交通工学	木戸 伴雄	1992. 11. 14 - 12. 2
交通工学	佐藤 覚	1992. 11. 14 - 12. 2
交通工学 (副団長)	上山 勝	1992. 12. 3 - 12. 18
交通工学	田久保宣晃	1992. 12. 3 - 12. 18
交通管制 (団長)	宮内 勝	1993. 2. 28 - 3. 14
交通管制	出月 利彦	1993. 2. 28 - 3. 14
交通管制	坂本 博	1993. 2. 28 - 3. 14
交通管制	田辺多知夫	1993. 3. 14 - 3. 28
交通管理	仮屋 浩治	1993. 5. 29 - 6. 27
交通管理	乾 一英	1993. 5. 29 - 6. 27

交通管理	菅沼 篤	1993. 6. 14 - 7. 3
交通管理	福田 守雄	1993. 6. 14 - 7. 3
交通管理	小林 安久	1993. 6. 14 - 7. 3
道路標示操作指導	松原 学	1993. 7. 18 - 8. 1
道路標示操作指導	西山 鉄次	1993. 7. 18 - 8. 1
道路標示操作指導	田中 隆	1993. 7. 18 - 8. 1
道路標示操作指導	野国 昌勝	1993. 7. 18 - 8. 1
道路標示操作指導	平野 勝利	1993. 7. 18 - 8. 1
CRT 運転適正検査機操作指導	田中 雅之	1993. 7. 18 - 7. 21
交通指導取締り (副団長)	浅葉 通弘	1993. 8. 28 - 9. 16
交通指導取締り	須佐 正美	1993. 8. 28 - 9. 16
交通指導取締り	福井 啓一	1993. 8. 28 - 9. 16
交通指導取締り (団長)	玉越 清美	1993. 9. 13 - 10. 2
交通指導取締り	平岩 父男	1993. 9. 13 - 10. 2

5. 研修員リスト

研修分野	氏名	研修期間
車両管理	尚 焯	1990. 2. 6 - 3.13
交通安全	葛 聞 雷	"
交通管理	陸 曉 東	"
交通管理	曾 一 軍	"

車両管理	金 同 明	1990. 7.10 - 8.14
交通計画	丁 佑 民	"
交通信号	夏 国 喜	"
交通工学	華 永 紅	"

運転者管理	張 仲 仁	1991. 8. 6 -10. 8
高速道路交通管理	陳 杲	"
高速道路交通管理	傅 姣	"
交通信号	馬 慶	"

交通安全	戴 鈞 涛	1992.10.13 -11.15
運転者管理	徐 向 陽	"
交通工学	雜 永 良	"
交通計画	顧 祝 強	"

公安部交通管理局長	張 正 常	1993. 8 予定
センター主任	許 抗 勝	"
センター弁公室主任	管 国 忠	"

6. 主要供与機材リスト

(単位：千円)

(1989年度分)

自動車検査設備	76,639
交通信号模擬標示装置	22,198
計	98,837

(1990年度分)

交通管制システム	416,500
調査実習用車両（2台）	14,253
計	430,753

(1991年度分)

教材作成器	24,045
視聴覚教材	4,432
指導取締り用機材	7,495
調査実習用車両（5台）	12,789
交通調査用機材	7,587
適性検査機器	5,310
ドライビングトレーナー	35,000
交通関係図書・ビデオ	3,360
計	100,018

(1992年度分)

道路標示用設備（熱式ラインマーカ）	22,942
CRT運転適性検査機	6,710
教育実習用信号機等	10,527
計	40,179

(1993年度分)

交通管制システム保守用機材	5,152
---------------	-------

総合計 674,939

7. 参考文献リスト

中国道路交通管理幹部訓練センタープロジェクト

1. 予備調査団報告書, 国際協力事業団, 1987.3
2. 事前調査団報告書, 国際協力事業団, 1988.9
3. 長期調査員チーム報告書, 国際協力事業団, 1988.9
4. 実施協議調査団報告書, 国際協力事業団, 1988.12
5. 巡回指導調査団報告書, 国際協力事業団, 1991.9
6. 巡回指導調査団報告書, 国際協力事業団, 1992.10
7. 評価調査団報告書, 国際協力事業団, 1993
8. 国別援助研究会報告書・中国, 国際協力事業団, 1991.12
9. World Development Report 1992, 1993, The World Bank, 1992, 1993.
10. International Financial Statistics 1992, IMF, 1992.
11. Year Book of Labour Statistics 1991, ILO, 1991.
12. Production Yearbook 1990, FAO, 1990.
13. Government Finance Statistics Yearbook 1992, IMF, 1992.
14. 世界各国要覧 7訂版, 東京書籍, 1993.
15. 1993世界年鑑, 共同通信社, 1993.

